

婦人關係一般資料 № 78

國際婦人年參考資料集

昭和 50 年 1 月

勞働省婦人少年局



International Women's Year 1975

国際婦人年シンボルマーク

国際連合は1972年12月18日に採択した決議にもとづき、来たる1975年を国際婦人年(International Women's Year)と命名し、婦人の地位向上その他関係活動をさらに活発化させていくこととなった。

現在進行中の国連人口年(1974)活動につづく重要な事業を来年にひかえた国連事務局では、このたび国際婦人年シンボルマークを発表し、同マークの各種報道機関による普及を期待している。なお、シンボルマークは平和の象徴鳩、生物学上の女性記号(♀)および数学の等位記号(≡)をデザイン化したもの。デザイナーは米国のヴァレリー・ベティス女史。

は し が き

1975年を国際婦人年とすることが、国連総会によって宣言され、この年に、平等・発展・平和の3目標のもとに、全世界にわたって活発な行動をおとすことが期待されています。

この冊子が、この年の活動にたずさわる方々の御参考になれば幸いです。

1975年1月

労働省婦人少年局

目 次

I	国際婦人年	1
1	国際婦人年決定の経緯	1
2	テーマ	1
(1)	平等	2
(2)	発展	2
(3)	平和	2
3	婦人年の活動・目標設定のための指針	3
4	国内レベルの諸活動に関する提案	3
5	地域レベル、国際レベルの諸活動に関する提案	6
II	国連婦人の地位委員会	8
1	これまでの活動	8
2	構成	9
3	婦人の地位委員会と我が国	9
III	民間団体	11
IV	婦人に対する差別撤廃宣言	12
	附属資料	
1	婦人の地位に関する国際条約選	39
2	婦人関係統計	53

I 国際婦人年

1 国際婦人年決定の経緯

国連は、国連憲章、世界人権宣言、その他の国際規約を採択し、その中で性別に基づく差別禁止を唱うとともに、特に国連婦人の地位委員会（1946年設立）を通じて、法律上、実際上の男女同権達成のため努力してきたが、多くの女性は、まだ、法、習慣、伝統的な社会通念により権利、自由に関し、差別を受けているのが実情である。

1967年、国連総会は、全会一致で「婦人に対する差別撤廃宣言」を採択した。同宣言は、男女平等にとり必須の権利と自由を列挙したものである。最近、国連婦人の地位委員会は、同宣言のフォローアップとして、法的拘束力をもつ条約の検討を開始し、また結婚、離婚における婦人の同等の権利、教育及び職業訓練における平等の必要など広範な問題について研究し、勧告を行っている。その他地域レベル国際レベルのセミナーも数多く開催され、各国の指導的立場にある婦人が一堂に会し、意見を交換し、今後の行動に拍車をかけている。

近年、国連は、個人としての婦人の権利を強調することから一歩進んで、婦人の才能・能力を社会の進歩に役立てる必要を強調している。例えば、1970年、第25回総会は、第2次国連開発の10年のための国際戦略を採択した際、「全般的な開発計画への婦人の十分な参加」を奨励することを目標の一つにかかげた。更に、第27回総会は、1975年を国際婦人年に決定し、男女の平等を促進し、全般的な開発計画の中に婦人を十分に参加させ、国家間の友好関係・協力の発展、平和の強化によって婦人の果す役割が増大していることの重要性を認識するための行動を一層強化することを決定した。

婦人年は「平等、発展、平和」の3つをテーマとしてかかげ、第25回婦人の地位委員会、第56回国連経済社会理事会で以下のような行動方針が承認されている。

2 テーマ

婦人年のテーマには、「平等、発展、平和」の三つがあげられ、同年は、1945年、国連憲章により基本目標が定められて以来これら三つの分野で達成された進歩をふり振り返り評価すると共に、これら三つに係わる問題を総合的に考えることの有益さを強調する年であり、男女両性の参加する行事とされている。

各々のテーマに関し、特に強調すべき点として次のような目標事項が提案されている。

(1) 平等

- (a) 法の下での男女の完全な平等を達成する。
- (b) 男性と同等に女性が健康上必要とする条件を満たす。
- (c) 経済上の権利の平等（労働権、同一労働に対する同一賃金、雇用の機会、結婚後の雇用安定等）を促進する。
- (d) 家庭生活における同等の権利、義務の認識を創り出す。
- (e) 地域、国内、国際レベルで、女性が男性と同等に、開発・教育、外交面での政策作成、決定に参加することを確保する。

(2) 発展

- (a) 効果的な広報・教育を通じ、開発途上国の婦人の生活水準・問題に対する先進国の婦人の認識を高める。
- (b) 全ての人が個人としての潜在能力を発揮できるような生活形態を自由に選択し計画する余地を拓ける。
- (c) 文化・教育、雇用の機会を与えることにより、地方の生活水準を引上げる。
- (d) 特に、共同経営、近代的な農業法、技術に関する訓練、職業訓練、家庭における近代的な省力器具の使用、近代的な育児方法に関し、農村婦人に男性と同等の条件を与える。
- (e) 文盲を排除し、教育の機会均等並びにできるだけ男女共学の学校においては男女同一課目の選択を確保する。
- (f) 婦人の非伝統的な職業への就職を促進する。
- (g) 婦人を市民権、リーダーシップ、消費運動、経営、科学技術を含むあらゆる分野に対し、訓練（再訓練）し、訓練終了後の就職を援助する点にも留意する。
- (h) 社会奉仕、（保健、家族計画、社会公共奉仕等）及び農業、家政奉仕を与える。
- (i) 妊婦、母体、幼児の健康を保護するため、保健所網を拡充する。
- (j) 牢獄その他の収容所に収容されている婦人の状態の改善に努力する。
- (k) 各国の総合的な開発と進歩にとって婦人の人材が、果実役割の価値を認識する。
- (l) 不正取引を通じた婦女子の搾取を防ぐ。

(3) 平和

- (a) 婦人団体、及びその他の国内的、国際的機関の平和活動を促進し、婦人の側

における次のような平和活動への協力を奨励する。

- ① 植民地主義、新植民地主義、外国支配、異国民への従属、アパルトヘイト、人種差別に対する闘争。
- ② 民族自決権の原則の承認。
- ③ 国連憲章、国際法の原則及び活動についての情報の普及。

(b) 平和の擁護への婦人の参加。

(c) 国家間の平和な関係を奨励するような国際基準その他の行動の発展、実施。

(d) 国家主権の尊重、内政不干渉に留意しつつ、国家間の友好関係及び平和の促進に果たした女性の役割に関する情報や意見を各国間に自由に広め、また共通の問題を研究するため女性の各国訪交換を促進すること。

3 婦人年の活動、目標設定のための指針

(1) 特に「世界人権宣言」「国際人権規約」「婦人に対する差別撤廃宣言」「あらゆる種類の人種差別撤廃国際条約」「社会開発宣言」「第2次国連開発の十年のための国際戦略」〔総会決議 2626 (XXV)〕及び「婦人の進歩発展のための国際的行動」〔総会決議 2716 (XXV)〕に設定された目標は、婦人年のプログラムにガイダンスを与えるものとして重要である。

(2) 関連の政府、非政府機関は婦人年のプログラムのため適切な予算の割当てを行うことが要請されている。

4 国内レベルの活動に関する提案

(1) 記念行事

政府機関、地方行政機関、あらゆる分野で指導的立場にある男女による婦人年開始宣言。

(2) 国内活動、目標、優先事業

「第2次国連開発の十年のための戦略」〔総会決議 2626 (XXV)、1970年11月19日採択〕及び「婦人の進歩、発展のための国際的行動計画」〔総会決議 2716 (XXV)、1970年12月15日採択〕に設定された目標を参考にしつつ、1980年及び85年を目途として婦人年の目的を達成するため特定の目標を立てることが勧められる。参考目標としては次の事項があげられる。

(a) あらゆるレベルの経済、社会部門への婦人の参加状況を継続的に回顧、評価するための機構や手続きを整備する。

(b) 婦人年の目標達成のため十分資金的裏付けのあるプログラムと共に、短期、

長期計画及び事業の優先順位を採択する。特に婦人年のテーマのうち「発展」について少なくとも1つの長期的な建設的プログラムを採用することが望ましい。

実業界、企業及び市民生活に係わる諸機関、労働組合、教育機関、学生団体、マスコミ等の非政府グループから次の活動におけるイニシアチブを募ることが勧められる。

- (a) 婦人の権利、責任についての進歩を助ける。
- (b) 国内的、国際的な婦人運動に対する参加、支持を増大する。
- (c) 男女の十分なパートナーシップを促進する。

(3) 国内委員会等の組織

婦人年の目標を確保するための措置、優先事業を回顧、評価、勧告する機能をもった国内委員会等の組織を設立し、これらの組織において事実の調査、総合研究を行う。

(4) 特別相談所の設立

婦人の権利侵害に関する申立てを取扱い、要求がある場合には、法律的な援助をも与える特別相談所網を設立する。

(5) 広報及び教育手段

次のような手段により婦人年に関する広報教育活動を実施する。

- (a) パンフレット、ポスター、有料広告
- (b) 記念切手、カレンダー、婦人年開始日の記念封筒、消印。
- (c) 記念出版物。
- (d) ラジオ、テレビのスポット解説。
- (e) テキストにあらわれた旧弊な男女の定型的イメージを新しい概念で置換えること。
- (f) 婦人の活動に焦点をあてたラジオ、テレビ解説、フォーラム。
- (g) 国内ラジオ、テレビ網に国連プログラムのため無料の時間を設けること。
- (h) フィルム作製、フィルムフェスティバル。
- (i) 婦人の芸術、文化作品を集めた展覧会。
- (j) 各種コンテスト（エッセイ、スピーチ、絵画、ポスター、クイズ、公開討論など）。
- (k) 特定分野における婦人の優れた業績をたたえる賞。

(l) スポーツ大会、競技会。

(m) 婦人に対する差別撤廃宣言他関連国際法規を国語、地方語で、学校、一般大衆に対し、広く配布する。

(n) 学校教育で、男女平等、差別撤廃を促進するための研究プログラムを扱うよう奨励する。

(o) 学校、雇用者、労働者、共同体グループ等を対象に婦人の権利、責任、婦人に対する偏見と差別の原因、それを克服する方法をとり扱った視聴覚その他の教材を作成する。

(p) 適当と思われる場所に、婦人史のセンターを設置し婦人の地位の歴史に関する記録を収集、保存し、利用に供する。

(6) その他の計画

(a) 労働組合運動における男女の平等な参加及び組合内における婦人のリーダーシップを促すような計画。

(b) 地方、州、国内、国際レベルでの政治に婦人が参加するための下地を作るようなセミナー、ワークショップの準備。

(c) 婦人に実務主導権及び管理の訓練を与えるような機会。

(7) 研究

婦人の地位、社会・家庭における男女の変化する研究・調査を行うことが必要である。留意すべき点としては次の事項をあげることができる。

(a) 男女同権の実施を妨害、又は促進する、あるいは、開発に対する婦人の役割を増すような習慣、伝統、慣行、通念。

(b) 国家の開発計画における婦人の現在、将来の役割に関する見通しと評価。

(c) 婦人の地位、人口変動、全般的な開発の間の相互関係。

(d) 労働力への婦人の参加、及び労働組合組織内における婦人の地位の範囲。

(e) 科学技術の進歩が婦人の地位及び開発計画への婦人の統合に及ぼす影響。

(8) 国内会議の開催

婦人年の目標達成を討議し、計画を作成するため、国内レベルで政府、非政府機関の会議、セミナー、訓練コースその他の会合を開催する。また国際会議、国連の諸会議、会合への各国政府代表により多くの有資格な婦人を含める。事務総長は、各国政府に対し、漸次そのような婦人の参加を増加する必要があることを

確認する。

(9) 交流計画

男女双方に対し、交流計画（訪問、講演旅行、討論グループ）を立て、特に 1975 年においては女子に対する奨学金を増し、国際、国内レベルでのセミナー、会議に対する代表国の中に婦人を多数任命する。

婦人団体の交流を盛んにし、その活動をより広く広報する。

(10) 国際規約の批准と実施

婦人の権利に関し現存する国際規約を批准していない各国政府は、婦人年中に批准とこれらの規定を実施するためあらゆる努力をする。

5 地域レベル、国際レベルの諸活動に関する提案

(1) 国連事務総長、専門機関の長、UNDP の常駐代表、政府間・非政府機関の長は、婦人年開始の宣言、声明を発表する。

(2) 婦人年の国際的行事の焦点として国際会議を召集する。

(3) 各国政府に対し、婦人の地位に関する地域委員会を設置すること、及び、現存の政府間機関等の内に国内的、地域の開発への婦人の十分な統合を目的とした次のような計画を立てるよう要請する。

(a) 農村婦人の負担の軽減と生産力の増強。

(b) 国連機関、政府間機関、非政府機関、特に婦人の地位委員会との協力。

(c) 労働条件、家庭生活、地域開発への参加を改善するための助言とサービスを工業地域において与えること。

(4) 1975 年国連総会、専門機関その他の国連関係の総会、全体会議等の議題に、婦人年の三大目標に関連した議題を含めること。

(5) 1975 年に予定されている第 2 次国連開発の十年のための国際開発戦略の中間的な回顧及び評価に責任を有する全機関は、全般的な開発への婦人の参加状況に特別の注意を払うこと。

(6) 地域的な政府機関、経済委員会及び専門機関は、男女平等、開発における婦人の参加を取扱う適切なプログラム、委員会又は事務所を設置する。これらの諸活動は、国際レベルで調整され、婦人の地位委員会に報告される。

(7) 婦人年中に、婦人に対する差別撤廃を扱う新しい国際条約を詳細に検討するためあらゆる努力を払う。

(8) 緊急時、平和、自決、国家解放、独立のための武力紛争時における婦女子の保

議に関する宣言を採択するため必要なあらゆる措置をとる。

(9) 国内レベルの活動に関する提案と同様の広報、教育手段、研究、調査、会議及び交流計画を地域的・国際的に発展させる。

(10) 国連広報センターは、先進国における広報手段として、開発途上国の婦人の生活・問題、婦人の地位促進に有効であった活動手段に関する資料を作成する。

(11) 特に次の事項に留意する。

(a) 婦人年の国際シンボルの作成。

(b) パンフレット・出版物の作成。

(c) 国連切手、婦人年開始の記念封筒、消印。

(d) 国連加盟国首都で同時に報道するラジオ・テレビ番組。

(e) フィルム作製、フィルム・フェスティバル。

(f) 婦人による芸術・文化作品の国際展覧会。

(g) 特定分野での婦人の業績を評価する国際的な賞の授与。

(h) 国連広報センターを通じ、あらゆる言語で婦人に対する差別撤廃宣言及び国連で採択された国際規約を大量に配布する。

(12) 国連組織内の各機関は、次の事項を通じて、自ら、婦人年の活動を促進する。

(a) 職員規則、行政規則から、婦人に対し差別的な規程や慣行を排除する。

(b) 職員に対し、より広範な訓練コースを設ける。

(c) 婦人年計画の実施にあたり、国連職員を互いに協力させる。

(d) 1946年に婦人の地位委員会が設立されて以来、国連事務局及び専門機関が、婦人の地位向上のため行った事業につきレポートを作成し、各国政府に送付する。

(e) 各国政府の婦人年計画実施に対し、地域・国際レベルで援助と支持を与えるためできるだけ努力をする。

(f) 政府、国連機関、専門機関、政府間機関、非政府機関の実施した婦人年の諸活動の解説・評価を含むレポートを作成し、婦人の地位委員会に送付する。

Ⅱ 国連婦人の地位委員会

1 これまでの活動

1945年に国際連合が成立した時、国連はその憲章の前文に「基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念」をあらためて確認し、そして「一層大きな自由のなかで社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること」の決意を表明した。この国連憲章の理念を受けて、国連の各機関は、すべての人々に対し人権と自由を広く促進し、これを遵守するように、世界的に各種の活動を進めてきたが、とくに、男女同権の達成のためには、経済社会理事会の機能委員会の1つとして1946年に「婦人の地位委員会」を設けた。

婦人の地位委員会の任務は、政治、経済、市民、社会及び教育の分野において、婦人の権利を促進することについて、経済社会理事会に対し、勧告と報告を行うことである。委員会は又、男女同権の原則を促進する目的をもって、婦人の権利の分野で直ちに措置を必要とする問題について経済社会理事会に勧告を行い、その勧告を実現するための提案を考えることである。

このため委員会は、1947年第1回会議を開催して以来四半世紀にわたり、婦人の地位についての調査や研究を世界的規模で行い、正確な資料を提供し、各国における政策や啓発活動を促進してきた。なかでも「婦人の政治的権利に関する条約」、「結婚婦人の国籍に関する条約」、「婚姻の同意と最低年令及び登録に関する条約」等を起草し、婦人の権利が法的に認められることを求めるとともに、これが事実上履行されるよう、権利の行使を制限している伝統的態度を改めることを各国に働きかけてきた。そして、1964年から67年にかけては、男女平等の原則を一つの文書にもりこんだ「婦人に対する差別撤廃宣言」の立案に取り組んできた。この宣言は、1967年11月7日、国連総会において全会一致で採択され、全世界に向けて布告された。

委員会は、これに続く作業として、最近これを法的拘束力のある条約とするべく、その起草に着手している。

最近では法制上における婦人の権利は、ほとんどあらゆる面で整備され、婦人が参政権をもたない国は、国連加盟国、専門諸機関加盟国の中でも数カ国を数えるのみとなった。このような情勢を反映し、又婦人の側からの社会参加への欲求が増大していることも加えて、世界的に婦人の能力開発と社会参加促進の重要なことが改めてみなおされてきている。国連も婦人の個人としての権利の達成ばかりでなく、社

会の進歩のため婦人の才能と能力を活用することが、国内あるいは国際的開発にとって不可欠の条件であることを認識し、強調してきている。婦人の地位委員会もここ数年の会議では、婦人の家庭や社会における役割と開発への貢献について審議を重ねてきている。そして、1970年の第23回会議では、「婦人の進歩のための統合的活動計画」を立案し、第2次開発10年の間に達成すべき目標を設定して、総会の採択を求めた。

1968年からは家族計画と婦人の地位の研究にとりくみ、フィンランド代表ヘルダイ・シビラ夫人を特別報告者に任命した。シビラ夫人は、各国高官との話し合い、セミナーの開催等を通して研究をすすめて、第25回会議に報告を提出、現在世界的問題としてとりあげられている人口爆発と関連して、婦人の地位が人口問題と深いかわりのあることを述べた。

2 構成と任期

委員会は、経済社会理事会によって選出される国連加盟国で組織され、現在32カ国の構成である。構成には又地理的配分が定められており、アフリカ8カ国、アジア6カ国、ラテン・アメリカ6カ国、西欧その他8カ国、東欧4カ国となっている。1974年1月に開かれた第25回会議の委員国は、次のとおりである。

アフリカ

中央アフリカ、エジプト、ギニア、ケニア、リベリア、マダガスカル、ナイジェリア、ザイール

アジア

中国、インド、インドネシア、日本、フィリピン、タイ

ラテン・アメリカ

アルゼンチン、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ、ニカラガ

西欧その他

ベルギー、カナダ、フィンランド、フランス、ギリシャ、ノルウェー、英国、米
国

東欧

白ロシア、ハンガリー、ルーマニア、ソ連

3 婦人の地位委員会と我が国

我が国としては、婦人の地位委員会の創設からその活動に関心をもってきたが、1950年の第4回会議に非公式オブザーヴァーが出席したのを初めとして、数次に

わたりオブザーヴァーが会議に出席した。

1956 年末の日本の国連加盟を機として委員国に立候補、選出され、1958 年から 5 期にわたり委員国をつとめてきた。現在は 1972 年から 75 年までの任期中で、前津田塾大学々長 藤田たき氏が日本代表に任命されている。

婦人の地位委員会の仕事の一つとして、婦人の地位に関するセミナーを、世界的規模あるいは地域規模で行うこととしており、各国がそのホスト国をつとめているが、我が国は 1962 年の「家族法上の婦人の地位」に関するアジア地域セミナーを招請した。

又、婦人に関係ある国連条約のうち、昭和 30 年に「婦人の参政権に関する条約」を、33 年に「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」を批准した。

Ⅲ 民間団体 (NGO—non-governmental organizations)

国連のような政府間機関で婦人の地位の問題がとりあげられ、検討されるはるか以前から、多くの国に自発的団体が組織され、婦人の地位の向上を目指して活動していた。これらの民間団体は、国境を越えて協力し、経験を交換し、努力を結集することの有効なことを自覚し、国際的婦人団体を設立した。

国際的民間団体は、婦人の問題だけでなく、経済、社会、文化、教育等の面で政府間機関と協力してきたが、国連はその設立にあたって経済社会理事会とその下部機構の委員会が、経済及び社会の分野で資格ある諸団体の情報と経験を利用するよう協議するための手続を定めた。この手続により、経済社会理事会に対し諮問的地位を与えられた団体、いわゆるNGOは、経済及び社会問題について、その意見を述べる機会を与えられている。

この諮問的地位を与えられる団体は、経済、社会、文化、教育、保健及び人権問題について、経済社会理事会の仕事の範囲に属する事項を取扱い、一般に認められた地位を持ち、その目的は国連憲章の目的と理念に一致し、かつ、国連の仕事を援助し、国連に関する知識を広めなければならないこととされている。1974年6月現在、625余の各種団体が諮問団体の地位を与えられている。

IV 婦人に対する差別撤廃宣言

国連総会は、1963年の第18回総会において、「婦人の社会進出の増大と男女同権の伸長、又国連及び専門諸機関の業績に満足の意を表しながらも、婦人に対する差別が、法的にはないまでも、未だ各方面で残存していることに注目し」、経済社会理事会对し、婦人の地位委員会に草案を準備させるよう求め、又、加盟国政府、民間団体に対して草案へ意見を提出するよう、要請した。

婦人の地位委員会は、第18回会議から宣言案の審議を開始、1967年の第20回会議において、宣言案を採択し、総会に提出した。総会は第3委員会（社会、人権及び文化問題）の重点審議事項としてこれを取りあげ、2週間にわたる審議のうち、原案に若干の修正を加え、1967年11月7日、全会一致でこれを採択した。

宣言は、前文と11カ条からなっており、各条には次のような内容がもられている。

第1条～第3条

性別による差別についての一般原則

第4条

政治的権利の平等

第5条

国籍法上の平等

第6条

民法上の権利の平等

第7条

刑法上の平等

第8条

婦人の人身売買と売春禁止

第9条

教育の機会の平等

第10条

経済的社会的権利の平等

第11条

政府、民間団体、個人に対し本宣言の原則実施に関するアッピール

各条の解説

はじめに

女性にとって新しい時代が始った。急速に変貌する世界情勢の中で、従来、婦人が、歴史を通じて大半の社会で果して来た従属的で受身な、制約の多い役割に飽き足らなく感じる女性が増えている。

婦人は、自分が犠牲となるようなすべての差別的な法律や慣習の廃止を要求し、男性と同等の立場で、すべての人々のため、よりよき世界を創造することに努力し、各自の国家の発展に積極的に参加する機会を求めている。

一部の婦人達は、自分達に対する差別や不公平に怒りの声を上げているが、他方、声を上げこそしないが、ひんぱんな出産や、貧困、過労、病気などの重荷を負って悲惨な生活を強いられている無数の女性がいる。

こうした女性達は、農村地域及び何億かの世界の文盲者（その大部分は婦人である）の間に多く見受けられる。これらの人々は、自分達にとって当然ないくつかの権利があることさえ知らないかもしれない。だから彼女達は自分達の家庭、町や村、国家内で、自分達の諸権利を行使したいと要求することさえしないのである。

数の上からいっても女性はいくつかのグループではない。女性の世界の全人口の半数を構成している。一社会がその発展に対する婦人の参加を制限すると、その構成員の能力の半分を奪うことになる。

国連は、全世界の男女同権の達成を目標として努力する旨を厳粛に誓約しており、国連憲章、世界人権宣言その他多数の国際文書にそれを表明している。そして国連全加盟国は、人種、性、言語、宗教の差別を排除して、すべての人の人権と基本的自由が尊重され擁護されるように努力する旨、公約している。

国連は、婦人の地位の問題に関して、法律上の同権を獲得するだけでなく、全女性が現実にその権利を行使できるように、同等の機会を与えようと、その方法を追求している。

国連のこうした一連の仕事のなかでも、画期的な「婦人に対する差別撤廃宣言」は、婦人の地位委員会及び総会で4年にわたる慎重な草案討議の結果、1967年11月7日、国連総会において満場一致で採択された。同宣言の意義については、その前文に述べられており、国連憲章、世界人権宣言その他の国際文書が存在するにもかかわらず、また権利の平等化に向って進歩があったことが認められるにもかかわらず、なお「婦人に対する相当な差別が存在する」というのである。

国連総会が、宣言を採択したということは、婦人の地位委員会の長年にわたる研究作業の集大成であるということができる。それは、婦人の政治活動、教育、雇用、結婚、家庭、刑法、民法その他において女性の権利の行使を阻む法律、慣習、態度などを内容としていた。これらの権利の一部は、すでにいくつかの条約の中で詳細に規定されており、これらの条約を批准または加入した諸国に対して、その規定を守る法的義務を課している。その他にもこの種の条約を新たに起草する必要があるかどうかについては目下検討が重ねられている。

婦人の地位委員会は、法律上、また實際上、男女の平等を達成するためには、婦人に対する差別撤廃宣言に関する知識と理解を広めることが重要であると考え、さらに、婦人が、人間として男性と平等に扱われることを阻む差別的な法律、慣習、政策、社会的規範、態度などを排除することをこの宣言が要請しているという事実を認識と理解を深めるべきである、と考えている。

以下は、同宣言の前文及び11条からなる条文そのものを掲げ、これに夫々簡単な解説を付したものである。

前文

宣言の前文は、婦人の差別に対する国連の信念、考え方を述べたものである。

「国連総会は、国際連合の諸国民が国連憲章において基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女同権についての信念をあらためて確認したことを考慮し、

世界人権宣言が、無差別の原則を主張して、すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とにおいて平等であること、すべての人は、性別による差別など、いかなる種類の差別も受けることなしにこの宣言に掲げられているすべての権利と自由とを享有することが出来る、と宣言していることを考慮し、

あらゆる形態の差別の撤廃及び男女同権の促進を意図して、国連及び専門諸機関の採択した決議、宣言、条約及び勧告を考慮に入れ、

国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約及び国連と専門諸機関が採択したその他の国際文書にもかかわらず、また権利の平等に関する進歩の実績にもかかわらず、婦人に対するかなりの差別が依然として存続していることに関心をいだき、婦人に対する差別は、人間の尊厳、及び家族と社会の福祉に反し、婦人が国の政治的、社会的、経済的、文化的生活に男性と同等に参加することを妨げ、また、国家と人類への寄与に役立つ婦人の能力の完全な開発に対する障害であると考え、

社会、政治、経済、文化生活への婦人の偉大な貢献及び家族、特に子の養育の面で

婦人が果たす役割に留意し、

国の豊かな、かつ完全な発展と世界の福祉、ならびに平和のためには、すべての分野に、男女の最大限の参加を必要とすると確信し、

男女平等の原則に法律上、事実上の全世界的承認を確保する必要があると考えて、
敢断に本宣言を布告する……………」

前文は、婦人に対する差別が不正であり、「人間の尊厳及び家庭と社会の福祉に反する」ことを強調するだけではなく、「国の豊かな且つ完全な発展と世界の福祉ならびに平和のためには」男性と共に、婦人が能力を発揮し、貢献することが、必要であると強調している。国連総会は、男女平等の原則が、法律上、事実上、普遍的に承認されることを確保するためにこの宣言を布告した。

第1条

「男性と同等の権利を事実上否定または制限する婦人に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である。」

第1条は、「婦人に対する差別」に関する定義を試みたのであるが、完全な定義にはなっていない。そのような差別は女性に対し男性と同等の権利を否定し制限する、と述べているが、それは、一般的・記述的説明の域を超えていない。

国連憲章は、男女同権の原則を明確に述べた最初の国際条約である。憲章の前文は、「人間の尊厳及び価値」及び「男女の同権」に対する信念を表明したものである。憲章中の数ヶ条は、「人種、性、言語、又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由」を達成することを表明している。すべての人間が当然持つべき特定のいくつかの権利に関しては、1948年の国連総会で採択された世界人権宣言に述べられている。

男女同権の概念は、国連に起源をもつものではない。一つの性の他の性への従属を基盤とする社会の妥当性は、歴史を通じてつねに論議され、争われた。婦人が完全な人間としてみとめられる権利をえようと、激しく勇敢に闘い始めた19世紀に入って、世界の数ヶ国でその声は強力なものとなった。

それ以来、婦人は自分達が発言権を持たない法律に対して服従を強いられることに強く抗議し始めた。すなわち、市町村及び国家の公務からの除外、財産権、個人権の欠如、結婚の際の民事的地位の欠如、多くの女性にとって専横的で暴君的ともみえる男性の権力と特権への服従などに反対する抗議の声を上げたのである。

今世紀に入って1945年、国連憲章に男女同権がうたわれて以後、世界各国で同権

の原則が法的に認められるようになった。しかしながら、社会というものは、その構成員全体の活動と貢献によって個々の婦人だけでなく、社会全体が利益を得るものであって、婦人に対する差別の不正は積極的に是正されるべきであると、国際社会が認識し始めたのは、ごく最近になってからのことである。多くの人がもっている信念や伝統、行動の型は、男性と女性の間には自然的な差異があるというぬきがい先入観に由来している。生物学上というよりも、習慣に根ざしたそうした考え方が、婦人に対する差別であり、また人間の尊厳にとって根源的な不正であると理解されるには、長い年月が必要であらう。

第2条

「婦人を差別的に扱う現行の法律、習慣、規則及び慣行を廃止し、男女の権利の平等に対し十分な法的保護を確立するために、すべての適切な方策がとられねばならない。特に、

(a) 同権の原則は、各国の憲法に明記されるかまたは法律によって保証されなければならない。

(b) 婦人に対する差別撤廃に関する国連及び専門機関の国際文書は、できるだけ早く、批准、または加入し、完全に実施しなければならない。」

第2条は、2つの相関連した要素を持っている。まず、婦人に対して差別的な現行法律、習慣及び慣行の廃止を求め、さらに、男女同権を擁護するための適切な法的保護の確立を規定している。そしてこの2つの目標の達成のために特に、平等の原則が憲法の中に具現されるかまたは、法律によって保証されること、又関係国際条約を出来るだけ早期に適用するよう勧告している。

この条文の起草にあたって差別的な法律や規則と並んで「慣習」や「慣行」の廃止を求めた条項について難しい問題が起きた。一体慣習や慣行が「廃止」できるものだろうか。一部の代表は、それには教育と漸進的な改革のプロセスが必要であって、風習は一夜にして変えられるものではないから、「廃止」というよりも、「変更」という言葉を使うのが好ましいと主張した。しかし、大多数の国は、それこそが宣言の真の目標なのであるから、厳密に差別的慣習及び慣行の「廃止」の要請が必要であるという意見であった。

1954年当時、国連総会は、いまだに世界各地で特に結婚や家庭に関連して国連憲章や世界人権宣言の原則と一致しない、風習や法律、慣行に女性が服従させられているという事実を認めた。総会は、すべての国々に対して婦人の人間的尊厳を認め制度

としての家庭の福祉に貢献するために、そのような慣行の廃止を意図した措置を講ずるよう要請した。また総会は、配偶者の選択における完全な自由の確保、寡婦の親権と再婚の権利の保証、幼児結婚または思春期前の子女の婚姻の撤廃を要請した。

宣言の第2条は、総会の前述の立場を確認するだけでなく、それよりも前進したものであり、婦人の人間性の尊厳を損い、彼女たちが、いまなお服従を強いられているあらゆる種類の差別的風習や慣行をそこに含めている。現在少女の纏足、寡婦殉死、女兒の間引きなどの風習は、事実上消滅しているが、その他の数多くの差別的慣行は今日なお存在している。例えば、多くの社会には、道徳の規準に二面性があり花嫁の純潔は要求されても花婿のそれは問題にされず、女性の不倫行為は厳罰を受ける一方、男性のそれは問題にされない。未婚の母は、差別を受けるか、あるいは社会から閉め出されるが、未婚の父の無責任は許されている。

ほとんどの国において、現在までに、婦人に対する歴然とした差別的法律は一掃されてしまった。ある国は機敏にその措置を取り、他の国々は、漸進的に法律を改正した。

同権の原則は、多くの国の憲法または法令に明記されている。然し、差別的慣行の廃止は、差別的法律の撤廃よりもなお困難であることが立証された。差別的法律が廃止されて新しい法律が婦人の権利を擁護しようとしても、長年にわたる差別的態度や慣行が、婦人の進歩を阻む障害となった。例えば、教育の機会均等が法律で保証されていても、高等教育機関は、婦人に対する教育の門戸を制限する暗黙の定員制に固執することが多い。また出国及び帰国の権利が全国民に法律で保証されているにもかかわらず、出国に際して、既婚婦人は、——夫に置き去りにされた婦人をも含めて——夫からの承認を文書で提示せねばならぬという国もある。

第2条(b)項中の用語「国際文書」とは、国連及び専門機関の努力の結果生れた多数の国家間の条約と協定を指している。国連の婦人の地位委員会、人権委員会、そして専門機関のなかではILO、及びユネスコは、特にこういった条約に関して積極的であった。すでに起草されたいくつかの特定条約は下記の関連条文の下で言及されている。(注・現行条約及びその現在までの批准国は附属資料1にある)この関連の仕事は完成されたものではなく、この種の国際文書は現在ほかにも起草中である。

なお、これら全文書の実施を確実にするための効果的な手続と、機構については、つねに研究、検討が重ねられている。

2つの国際規約つまり、市民的政治的権利に関する規約及び経済的社会的文化的権

利に関する規約は、規約加盟国が、性別やその他の要因例えば人種、皮膚の色、言語などによる差別なしに全ての人々に保証すべき権利を詳細に記述している。

国際規約は1966年に完成したが、まだ発効しておらず、これらの規約が婦人の権利に対して与える影響の大きさ、広がりなどはまだ今後の問題である。この2つの規約とそれに附随した市民的政治的権利に関する選択議定書は、規約加盟国が、その誓約を実施し、婦人が男子と平等の立場で2つの規約に述べられている権利を享受出来るよう確保するために法的機構や手続を定めていることに特徴がある。規約が扱っている特定の領域のいくつかは、特に婦人に関係のあるもので、裁判における平等、民事上、刑事上の訴訟手続きにおける保証、法の前で人として認められる権利、私事、家族、家庭、信書に対する専横的な又は不法な介入の禁止、奴隷的使役及び残虐な、体面を汚す待遇の禁止、投票権、被選挙権、労働する権利、教育を受ける権利、そして文化生活に参加する権利などである。

婦人に対して特に適用されるこれらの権利の多くは、「婦人に対する差別撤廃宣言」にも記載されており、これは全国連加盟国が承認したのである。宣言というものは、各国政府を拘束するものではない。他方、人権規約では、それを批准もしくは加入した国を法的に拘束することが予定されているのであるが、それが、婦人の権利に対する完全な有効性を実際に発揮するのは、規約発効後にまたねばならない。

第3条

「偏見を打破し、婦人が劣等であるという考え方にもとづく習慣的、その他すべての慣行を廃止する方向に世論を育成し、国民の熱意を向けるために、すべての適切な方策がとられねばならない。」

第3条は、特に世論の啓発を通じて偏見を除去する方法に関するものである。それは、第2条を補足して、主として教育的方法によって、婦人が劣性であるという観念に基いたすべての慣習や慣行の撤廃を意図している。

国連のいろいろな機関への代表者達は、男性と同様に婦人も持っている差別的態度や偏見が婦人の地位向上の問題を複雑化しているとこれまでに何度もくり返し強調してきた。こうした態度は、通常、すでにとの昔に時代遅れになってしまった後にもなお固定化して残るものである。すべての婦人は弱く保護を必要とするという観念などはその一例である。昔は、絶え間のない出産や育児が女性を家庭に縛りつけたであろうし、一方男性は食物をもとめて戸外へ出たであろう。狩猟は男性に対して攻撃性と体力、技能の発達を要求し、一方では婦人が生計を男性に依存していることが家庭

内の主従関係のパターンをつくる基盤となった。しかし、今やますます機械化の進む世界では、純粋な体力は次第に問題ではなくなって来ている。体力のもつ意義が減少するにつれて、工業化とともに男女両性間の関係に新しい道が開かれたであろうか。答は明らかに「いいえ、まだ」である。大多数の工業国で婦人は、「弱い性」と見なされ、「婦人の場は家庭の中」と教えられている。婦人の地位委員会は、こうした伝統的観念が、婦人の権利の完全な実現にとって大きな障害である、と考えている。

国連が開催した最近のあるセミナーの参加者は、旧来の型通りの性別による役割の概念や、家庭生活の型に対して再考が必要であるということに意見の一致をみた。

彼等は、「平等とは、家庭生活における責任分担の新しい方法を意味する」といつている。平等について固定的な模範例はありえず各国間で、また経済的社会的発展の段階に応じてそれは必然的に異なるであろう。平等の概念は、各国が今後ますます注意を払わなければならないことを知る問題領域である。マスコミ、学校、任意団体などのすべてが、これ等の問題に関する論議をおこし、解決を見出すために重要な役割を果たすべきである。

性別による役割の相違は、出生して男女の性別を見極められた瞬間に始まる。その瞬間から以後子供は、彼もしくは彼女の性に慣習的に相当てられた役割に従って行動するよう期待される。少女が成人する頃迄には、彼女は、種々の規則や他人の期待によって、自分の世界が途々に、しかし確実にせばめられて行くことに気がつく。彼女は、女に生れたことで男性と区別され、自分の法律上また実際上の権利が制約を受けることを悟るのである。

ある女性社会学者は季刊誌「インパクト」(注・ユネスコ、第21巻1号1971年1～3月号55-62頁)の中に、「性別主義」や男性の優越などという「不健全」な概念には終止符を打つべきであると述べている。彼女はまた、「一人の女として、私が子供を2人生んだからといって、それ故、私には子供の養育者としての独特な能力があるということにはならないし、また、それは、私の夫が生物学的にこの子供達に生を授けたからといって親であるという社会的役割は彼にふさわしくないということにもならないと同様である。生物学的現象は生得のものであるが、社会的役割は学び取るものである」生物学的相違を「一方が他者を支配する理由に使用してはならない」と言っている。

世論を啓発し、婦人に対する偏見を除くために、政府は何をすることが出来るだろうか。それは、新聞、テレビその他のマスメディア、学校など各国が利用出来る教育

手段の種類や、婦人を差別する文化的伝統や態度改善の必要性の理解度などの要因によって各国間で大幅に異なるであろう。ある国では、男女を平等なものとして描くために、学校の教科書の改訂に非常な努力をした。他の国では、夫が家庭で家事や育児の仕事を分担するように、夫を教育する記事を新聞紙上に連載している。マスコミも、それが彼等の責任であると自覚するならば、社会における男女にかんする態度の改善に重要な役割を果たしうるであろう。

政府及び民間団体も、差別的慣行を明らかにすることによってまた、多くの社会で婦人の地位は、まず結婚や出産能力を基準にして決められており、男性に対して威厳と地位を与えるのと同じ基準によるのではないという事実を目を向けることによって、世論を啓発しうる。結婚、出産をしない婦人、あるいは子供の数の少ない婦人は哀れまれたり馬鹿にされるかも知れない。それ故、目標は、単に婦人をして従来のような地位の概念に従って、地位を向上させるのであってはならない。

近代社会の状況との関連において男女両性の地位を新しく規定し直すためには、価値の再編成が必要であろう。

第4条

「次の権利を如何なる差別もなく、男性と同等に婦人保証するために、すべての適切な方策がとられねばならない。

- (a) すべての選挙において投票する権利とすべての公選機関への選挙における被選挙権
- (b) すべての公的な国民投票における投票権。
- (c) 公職につき、すべての公務を行う権利。

これらの権利は法律によって保証されねばならない。」

第4条は、本宣言最初の実質条項である。それは政治的権利における男女平等の原則を述べ、投票権、被選挙権及び公職につく権利の平等を強調している。

1945年国連創設当時、婦人が男性と同等に投票権を行使しえたのは、原加盟国51のうち38カ国にすぎなかった。婦人の地位委員会は、その設置当初から常に、すべての国における政治的権利の平等化達成のため着実に努力を続けて来た。何故なら、政治的権利の取得は、他の諸分野での婦人の地位向上の基盤であると考えたからである。1973年までには国連加盟国は132カ国原加盟国の倍以上となった。そしてほとんど全加盟国が、憲法または法律上、男女平等の政治的権利を実現している。(注・国連事務局がもっている情報によれば、女性が今なお選挙権及び被選挙権をもたない主権

国は、1972年世界で6カ国のみ、ヨルダン、クウェート、リヒテンシュタイン、ナイジェリアの教州、サウジアラビア、イエメンであった。国連文書A/3481)

国連の「婦人参政権条約」は、婦人の地位委員会の勧告に従って1952年国連総会において採択された。それは、如何なる差別も排除し、男性と同等の条件で婦人に投票権、公選及び任命によって公職につく権利などを含む政治的権利を与えることを、条約加盟国に法律上義務づけたものである。1972年12月までに71カ国がこの条約を批准またはこれに加入した。宣言の第4条は、この婦人参政権条約の規定の枠を越えて、条約に示された他の政治的権利と並んで、特にすべての国民投票における投票権をとり上げている。

婦人の完全な政治的平等確保のため、かなりの進歩はあったけれども特に公職に関してまだなすべきことが多くある。差別的慣行は任命、昇進、専門職につく条件、退職、年金をうける権利などに関連してなお存在している。婦人は、政府、行政機関では単に補助的地位しか得ていないことが多く、政策立案者や、開発計画作成者の間には殆ど見受けられない。

74カ国で、国会議員に婦人が選挙されたと国連に報告されている。39カ国(報告をよせた国々の半数)では婦人が内閣閣僚をつとめ、46カ国では各省庁の局長クラスとなっている。28カ国で高等裁判所又は上告裁判所に婦人が職を得ており、大抵の国で、その他の裁判所に婦人裁判官がおり、22カ国が婦人外交官を持っている。(注・国連ドキュメントA/3132、アネックス表5及び6)

婦人が政府最高の地位にある国は3カ国しかない。すなわち、インドのインディラ・ガンジー首相、イスラエルのゴルダ・メイア首相、スリランカ(前セイロン)のバンダラナイケ首相である。28年間に国連総会議長を務めた婦人は1953年、インドのV.L.パンディット夫人、1969年リベリアのアンギー・ブルックス夫人の二人だけである。安保理事会議長をつとめた婦人は最近になってただ1名あるのみであった。すなわち、1972年、ギニアのジーン・マーチン・シセ夫人である。1972年国連総会中に出席した2340名の各国代表中婦人は140名のみであった。同様に、その他の国連主要機関においても婦人代表の少ないことが目立っている。

憲章第8条は、「国連は、その主要機関及び補助機関に男女がいかなる地位にも平等の条件で参加する資格があることについて、いかなる制限も設けてはならない」とはっきりうたっている。1972年、国連総会は、国連機関は「上級、専門職レベル、

及び政策立案部門への婦人の有資格者雇用に対し機会均等を保証する」旨を要請した。決議は、上級事務局職員 240 人中婦人職員は 7 名のみであることを留意している。(婦人事務次長補は 1 名のみである)

第 5 条

「婦人は、国籍を取得し、変更し、または保持する男性と同一の権利をもたねばならない。他国人との婚姻が、あるいは妻を無国籍とし、あるいは夫の国籍を妻に強制することによって妻の国籍に自動的に影響を及ぼしてはならない。」

第 5 条は 2 つの主要素を持っている。まず婦人は国籍の取得、変更、保持に関して男性と同等の権利を持つことを表明し、第 2 は、結婚が妻の国籍に及ぼす影響を取扱っている。この第 2 の部分は、婦人にとって、多くの法律上やその他の無資格を克服する意味で特に重要である。

過去においては、妻は結婚と同時に夫の国籍を取得せねばならず家族全員が同一の国籍をもたなければならない、と一般的に考えられていた。夫は一家の家長であり、家族全員の生活に関連したあらゆる問題の最終的決定権を持つものと考えられていた。

婦人の地位委員会は、1948 年以来行ってきたこの問題に関する多数の研究の中で、右に述べたような原則にしたがえば、特に国籍が私法上の権利、義務を左右する地域では婦人は個人の権利に関する重要な資格の法的喪失による損失を受けると、報告している。更に、各国間の国籍法や慣行の低触は、結婚の結果として婦人を無国籍者にするおそれがある。

1950 年、婦人の地位委員会は、国籍に関して性別に基いた差別があってはならないこと、また、結婚もしくはその解消が、配偶者のいずれの国籍にも不利に作用してはならない旨を表明した。これ等の原則は、この宣言より数年前に採択された次の条約にさらに詳しく扱われている。

婦人の地位委員会が起草し、総会において 1957 年に承認された「結婚婦人の国籍に関する条約」は、それを批准した 46 カ国で法的効力をもつ。これによれば、妻の国籍は、夫の国籍に自動的に影響を受けないが、夫の国籍取得を希望する妻のため、特別に便宜をあたえられた帰化手続を規定している。(妻の国籍取得を希望する夫のための手続は規定していない。)多くの国が、この条約及び宣言第 5 条の原則を遵守するため、婦人の国籍に関する自国法規の変更には非常な努力を払ったと報告している。

第 6 条

「(1) あらゆる社会の基礎的単位である家族の統一と調和の維持を阻害することな

く、既婚または未婚の婦人に対して民法の分野における男性と同等の権利、とくに次の権利を保証するために、特に立法による措置をはじめとしてすべての適切な方策が行われなければならない。

(a) 婚姻中の取得財産をも含め、財産を取得し、管理し、享有し、処分し、相続する権利、

(b) 法的能力とその行使の平等に対する権利。

(c) 移動に関する法律について、男子と同等の権利。

(2) 夫と妻の地位平等の原則を保証するために、すべての適切な方策が行われなければならない。特に、

(a) 婦人は男性と同等に、配偶者を自由に選び自己の自由かつ完全な同意によってのみ婚姻する権利をもたねばならない。

(b) 婦人は、婚姻中及び婚姻解消に際して、男性と平等の権利をもたねばならない。いかなる場合も、子の利益がすべてに優先するものとする。

(c) 両親は子に関する事項について、平等の権利と義務をもたねばならない。いかなる場合も子の利益がすべてに優先するものとする。

(3) 児童婚、及び婚姻適令期以前の少女の婚約はこれを禁止し、婚姻最低年令を規定し、婚姻の公的登録を義務づけるべく立法措置その他の効果的な措置がとられなければならない。」

第6条は、宣言の起草中最も論議の多かった条項の一つであって、そのことは、結婚及び家庭に関する男女同権の原則は、広く一般に受入れられておらず、多くが今後に残されていることを示している。

本条第1項は、民法における男女平等（既婚、未婚を問わず）の原則を示している。特に財産権及び法的能力、また移動に関する法律（出国及び旅券取得の権利などに関する事項を扱う法律）をとり上げている。第2項は、家庭内での婦人の地位について扱い、特に結婚に対する自由で完全な同意、及び結婚中及びその解消の際、夫と妻の地位は同等であることを強調している。第3項では児童婚及び思春期前の子女の婚約の禁止を要請している。

結婚及び家庭に関するこれらの諸権利については、これまでに婦人の地位委員会による多数の研究があるが、それはみな世界人権宣言第16条に、「婚姻、婚姻中及びその解消に関して」男女の平等権を一般的な言葉でうたっている事実に依る。

第6条の草案審議の際、一部の代表は、結婚における男女の同権は、制度としての

家庭の安定性をおびやかすものではないかという懸念を表明した。このような先入観は、総会の討議中に特に顕著で、「如何なる社会においても、その基礎的単位である家族の統一と調和の維持を阻害することなく」という導入部分をつけ加えようという修正案が出された。この部分をつけ加えれば条文全体を弱め婦人に対する差別に利用されるのではないかという理由による強力な反対があったにもかかわらず、総会は、賛成40、反対36、棄権19というきわどい票差で、この部分の追加を採択したのである。

第6条の審議中、「婚姻に関する」権利及び、特に結婚に対する両者の完全にして自由な同意の原則は、難しい問題ではなかった。

この原則は、数年前につくられた次の国連条約の中に既にとり入れられているからである。例えば、「奴隷制度、奴隷取引ならびに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約」の起草者達は、1956年に、結婚に関連して、奴隷制度に類すると見なされる一部の慣行の撤廃を要求している。上記の慣行とは、子女の意志を無視して、両親、保護者または家族その他の者に対する金銭的代償として、またはその他の思わくにもとづいて結婚の約束をすること、あるいは子女の贈与をなすこと、支払いその他の代償として妻を引渡すこと、夫の死に際して妻を他の男性に相続させることなどである。

この条約と「一部の風習及び古来の法律の慣行」に反対した1954年の総会決議は、1962年に採択された「婚姻の同意、婚姻最低年令、及び登録に関する条約」作成へのみちを開いた。1972年までに、26カ国の批准をえたこの条約によれば、条約加盟国は、結婚に際し両者の完全にして自由な同意を擁護し、結婚最低年令を定め、すべての婚姻は権限ある機関によって確実に登録されるようにしなければならない。

第6条に記載された権利に関して、これ以外に採択された条約はない。結婚中及びその解消の際の男女平等に関する多数の法的研究が行われ、国連加盟国の参考のために、いくつかの原則が採択された。そのような原則は、婦人の地位委員会が作成し、経済社会理事会が承認したものである。それは婚姻制度、既婚婦人が職業をもつ権利、既婚婦人の住所、親権及び義務、婦人の地位に影響を及ぼす相続法、離婚、婚姻取消、法律上の別居、未婚の母の地位などに関連している。研究の結果一般的に、未婚婦人は、私法上男性と同等の権利を享受しているが（実際には享受していない婦人が多い）、結婚によって、婦人から重要な婦人権及び財産権が剝奪される婦人があることを明らかにしている。

既婚婦人は、夫の同意または、裁判所の認可なしに契約の締結もしくは、訴訟を起

こすことが出来ない場合がある。また夫は、妻が家庭の外で働くことを妨げうるし、たとえ妻が外で働くことを許されたとしても、妻の収入は夫に管理される可能性もある。

また結婚が夫婦の財産関係に自動的に作用し、結婚前からの財産も含めて妻の財産管理権に制約が加えられるだろう。妻は住所及び住居の選定に関して、彼女の希望や利益を無視して夫の決定に服従せねばならないかも知れない。その結果、住所や住居によって決定される重要な法的権利の妻による行使にわるい影響がでるかも知れない。

親の権利と義務は、多くの国において主として夫のものであって、母親は子供の毎日の世話や、初期の社会教育のほとんど全責任を負わされているにもかかわらず、育児と教育に関する重要な決定についてほとんど何の法的権利をも持たないのである。この宣言の起草者にとって、第6条2項(c)の親権、特に「親の義務」に関する規定の仕方は難しい問題であった。一部の代表は、「平等の義務」をうたうことは、父親の子供に対する養育の義務を弱めるのではないかと考えた。他の代表は、種々の法的制度の下でも、夫は一家の長として子供の扶養の義務を第一義的に負っているとのべた。子供に対する権利義務の男女平等性についてここに規定されたのは、もし、義務について述べないならば、それは、平等の原則を侵すと考えられたからである。

親の権利及び義務に関するより詳細な明文規程は、この宣言の採択された1967年に経済社会理事会で採択された。両者共に、「如何なる婦合も、子の利益がすべてに優先する」という国際社会の考えを反映している。

理事会は、(a)、婦人は、未成年の子供を保護し、彼等に親権を行使する場合、世話、監督、教育、扶養などについて男性と同等の権利義務を持つ。(b)、夫婦は、その未成年の子供の財産管理に関して同等の権利義務を持つ。

(c) 離婚または別居の際、その子供の利益が第一に考慮されねばならない。

(d) 離婚または別居に際して、その子供の後見、保護あるいはその他の親権に関する決定については、男女の間に差別がなされてはならないと勧告している。

離婚もまた、それについて婦人が法的に無資格者にされる虞れのつよい私法の一分野である。一部の国では、夫は一方的行為により容易に離婚しうるが、妻はそれに対してほとんど発言権を持たない。

また、他の国々では離婚の訴訟にあたり、妻は夫と同等の論拠や弁護力を持ちえない。

相互間の同意によって離婚が成立する国でも、同意の事実を保証する規定が不適当

で、婦人にとって不利に作用する場合もある。

宣言の第6条は、この問題に関しては、結婚中または、その「解消」における男女の同権に関して一般的記述の域を出ておらず、結婚の解消については、子供の利益がすべてに優先すると強調している。

この問題に関しても、理事会は、すでにいくつかの原則を作成しており、特に次の諸点を勧告している。すなわち、(a) 離婚または法律上の別居は、権限ある司法当局によってのみ承認され、法的に記録されなければならない。(b) 夫婦は、離婚、婚姻の取消、法律上の別居手続きに関して、同等の権利を持ちまた同等の法的論拠と法的弁護を確保されるべきである。(c) 両者の同意に基く離婚の場合は、夫婦のどちらに対しても、自由で完全な同意を与える権限、またはそれを与えない権利が法によって保証されねばならない。(d) 離婚（または婚姻取消、別居、死別による結婚の解消）は、その結果として、男女両性の法律上の地位や能力に不平等をもたらすものであってはならない。

宣言の第6条に取扱われた分野で、男女の間に完全な平等を獲得することは、特に困難であると思われるかもしれないが、全世界を通じて顕著な改善が行なわれつつある。

多くの国々において、夫が一家の唯一の主人であり、妻や子供の身体や財産に関して完全な権限を行使するという考え方から、今や結婚とは、二人の配偶者の平等なパートナーシップであるという概念へ移行しつつあるという、はっきりとした傾向が認められるのである。

第7条

「婦人を差別する一切の刑法上の規定は改められねばならない。」

婦人を差別するすべての刑法上の規定の廃止を要請して、第7条は、特に同種の罪を犯した場合に、婦人に対して男性よりも厳格な刑を課す法律や、また婦人には採用不能な論拠で男子の刑を免除するような法律をその対象としている。

この条項の起草に際して提起された主な問題は、刑法について特に取上げる必要があるかどうかという点にあった。多数は、この条項の挿入に賛成した。その理由は、いくつかの国の刑法では、不倫や殺人についてさえ、男女に適用する規準に二面性が

あり、そのために或る状況下で妻を殺害した夫は、これが自己の名誉保持のためやむをえない行為であったと申立てることを認められたという例が上げられたためであった。

そのような形のひどい差別があるから、刑法に関するこの特別の条項の挿入が必要であるとの意見の一致をみた。

第8条

「あらゆる形の婦人の人身売買及び婦人の売春、搾取と闘うために、立法をはじめあらゆる適切な方策が取られねばならない。」

第8条は、婦人の人身売買及び売春の搾取を対象としたもので、この問題は長年にわたっていくつもの国際機関が扱って来たのであるが、その扱いは、「婦人に対する差別」という観点からではなかった。

「白人売春婦」の売買に関する国際協定の成立は、1904年にさか上る。

国連は、1905年の人身売買及び売春からの搾取の禁止に関する条約（39カ国が批准した）など、いくつかの条約を採択することによって、これらの諸協定を時代に即したものとした。

この条約加盟国は、たとえ本人の同意を得た場合でも、他人の売春から搾取する者はすべて、これを罰することに同意している。

この条約は、管理のために、売春婦を特定の登録対象としたり、特例措置を規定した法律や規則の撤廃を要求している。

第9条

「既婚、又は未婚の少女と婦人に対し、すべての段階の教育において、男子と平等の権利を保証するために、すべての適切な方策が取られねばならない。特に、

- (a) 大学、職業学校、技術学校、専門的職業を含むすべての種類の教育機関で教育を受ける機会、及びこれらの学校での勉学における平等の条件。
- (b) 共学の機関である与否とを問わず、同一の学課選択、同一の試験、同一水準の資格を持った教職員、同質の校舎と設備。
- (c) 奨学金その他の勉学補助金から利益をうける平等の機会。
- (d) 成人向け読み書き教育計画を含む継続教育計画への参加の機会均等。
- (e) 家族の健康及び福祉の確保を助ける教育的情報をうける機会。」

第9条は、既婚、未婚を問わず、婦女子にあつゆる種類の学校教育及び学外教育に対する男子と同等の権利が保証されること、および教育の質は、兩者に対して同じでなければならないという原則を承認したものである。

その原則は(a)から(d)項に詳述されている。

(e)項は、別個の問題を取扱っており、それは、家族の健康と福祉を維持するために、既婚、未婚を問わず、婦人が、教育情報を得る同等の権利をもつべきであると述べている。

この大変慎重に起草された項目は、婦人の地位委員会から誕生した国際条約の中で、誠に間接的にはあるが、家族計画のある面について、初めて言及したものとして意味深い。

この項は元来、第6条中の結婚および家族に関連した権利の中に含まれていたものである。しかしその後、委員会は、この項が教育的情報を得ることに関係しているために、教育に関する権利の一つとして、第9条に入れられるべきであると考えた。

女子が男子と同等の条件で教育を受ける権利をもつことは、この宣言にうたわれている他のすべての権利を十分にまた効果的に行使するために欠くべからざるものである。

教育に対する万人の権利については、世界人権宣言第26条に明確に規定されており、それには、「教育は、人格の完全な発展並びに人権および基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない」と述べられている。

今や、教育に対する婦人の権利は一般的に承認されていると言える。しかし、女性が男性と同等の条件で、この権利を行使するところまでには至っていない。

その最も悲しむべき例証は、まだ世界の多くの地域に、読み書きを学んだことのない数百万の婦人がいるという事実である。統計上も、世界の文盲もしくは半文盲の大多数は女性であることが示されている。ユネスコの事務局長は文盲について、「それは人間の潜在能力を無為にする実例のなかでも最も恐るべきものである……そして、それは現在でもなお、人類の3分の1以上を教い難い、現代文明の水準以下の状況に置いている」と述べた。

教育に対する権利は、人間各個人の基本的権利であるばかりでなく、多くの人間に教育が欠如していることは、各国の資源や、発展にとって重大な損失である。

すでに1949年に、経済社会理事会は、国連加盟国に対して、「男性と同等の教育上の権利を婦人に認め、婦人に真の教育の機会が与えられるよう保証すること」を要請

している。また教育に関しては、「教育における差別待遇の防止に関する条約」(1960年、ユネスコ総会で採択された)が、婦人に対する教育の機会を拡大する努力を助けたのである。この条約の加盟国は、性および人種、宗教による如何なる区別除外、制限、又は優遇を排除することを誓約している。その理由は、それらの差別的行為が、教育面での男女の均等待遇を無効にし、機会均等を阻害し、またいずれかの種類又は段階の教育を個人の集団から奪い、また個人または個人の集団を水準の低い教育に限定するからである。

世界人権宣言の中には、すべての人々に対して、少なくとも初等教育程度では、無償の義務教育を与えることが要請されており、国連諸機関は、各国政府に対して、この権利の実現化を幾度も勧告してきた。しかし、一部の国-特に資源の面で制約のある国々-は、教育設備の不足を理由に、両性に対して平等の教育的機会を与え得ないと主張した。また他の国々では、男生徒または男性教師の居る学校へは、両親が娘を入学させたがらない。

そのような状況では、女子の学校がなければ、娘は息子が教育を受けている間、家庭にあって家事手伝いをしなければならない。

少年少女両方のための教育施設を備えている国々でも、両親には娘はさておいて息子の方に教育をうけさせようとする者が多く、特に上級に進むと、学校が無償の義務教育ではない場合には、娘と息子のいずれを学校に入れるかの選択をせまられるのでその傾向がさらに強まる。子供の学校を選ぶ段階にはこうした男女差別の慣習がまざり合っていることが多い。

また、たとえ女子が学校に入学したとしても、男生徒と異った教課をとるように要求される場合が多い。女子が、昔から「女らしい」と考えられてきた課目のみ勉強していたならば、将来職を求める場合に、たとえ男子求職者と同年数の教育を受けていても、それは女性に不利となる。

少年少女が本質的に同じ教育を受けなければ、真の意味の平等はあり得ない。

教師側も、同じ目標をめざして少年少女の教育にあたらねばならない。その目標とは、少年少女がそれぞれ、将来、近代社会に参加して、職場でも家庭でも意義のある役割を果たせるように、充分にその適性の向上をはかる機会を与えるということである。

すでに、述べたように、第9条の(e)項は慎重に「家族の健康と福祉」としかいっていないがそれは間接的ではあるが、婦人の妊娠間隔と回数制限を可能にするための教育的情報を得る権利を取扱っている。しかし、国連は、最近の諸宣言や勧告において

は、今までよりも詳細に「1組の男女」「両親」「家族」および「個人」が自由に責任をもって、その子供の人数と年令の間隔を決定する権利についてより詳細に記述しており、それには、この点に関する適切な教育や情報を受ける権利と、この権利の行使のために必要な「手段」をえる権利が含まれている。（注・社会的進歩および開発に関する宣言22条b項 国連総会決議254 1969年、12月11日）

婦人の地位委員会は、家族計画や出産が婦人の地位にどのように関係するか特に関心を持っており、これには家族計画というものが家庭の中や社会において、彼女達が個人としてその権利を行使する場合にどの程度助けとなりうるかなどの問題も含まれている。

多くの国では、長年の間出産が婦人に認められた唯一の重要な役目であったので、子供の数を減らし、家族計画に成功するには、伝統的な家庭的役割を超えて、より大きな役割を果たす機会を彼女達に与え得るかどうかにかかっているといえる。

もし、出産がその重要性を減少するならば、それに代るものが提供されなければならない。社会・人権問題担当の国連事務次長補によると、「それは、婦人が社会のあらゆる分野において、その全面的な発展過程に統合されることによって果す貢献を完全に認識することである」。

第10条

「(1) 既婚又は未婚の婦人に対し、経済的、社会的生活の分野において男子と平等の権利を保証するために、すべての適切な方策が取られねばならない。特に、

(a) 婚姻上の地位、その他いかなる理由による差別をも受けることなく、職業教育を受ける権利、働く権利、職業と雇用の自由な選択の権利、専門的職業をも含め職業上の昇進の権利。

(b) 同一価値の労働に関し男子と同一の報酬及び均等の待遇を受ける権利。

(c) 有給休暇、退職に伴う諸特典、失業、疾病、老令またはその他就労不能場合の生活の保証を与えられる権利。

(d) 男性と同等の条件で家族手当をうける権利。

(2) 結婚又は出産を理由にした婦人に対する差別を廃止し、かつ婦人に実効ある労働権を保証するために、結婚又は出産による解雇を防止し、原職復帰の保証を伴う有給出産休暇の付与、保育施設をはじめ必要な社会サービスを用意すること。

(3) 婦人の身体的特性に由来する理由で特定の仕事において婦人を保護するために

とられる措置は、差別とみなされるべきではない。」

第10条は、3つの主要項に分れ、経済的、社会的な生活における婦人の地位の3つの面を扱っている。すなわち、第1項は主として、如何なる根拠による差別もなしに婦人が働く権利、および彼女等の職業人としての権利について扱っており、それは(a)節から(d)節に詳述されている。第2項は特に、結婚および出産を根拠にした婦人に対する差別の阻止を目的としたものである。

第3項は、「婦人の身体的特質にもとづく」という理由によって或る種の仕事に従事する婦人に対して保護措置が取られているが、これを差別と見なすことを排除している。同じ資格をもった婦人でさえも、男性に比べて就職や昇進において、大きな困難があることが余りに多い。世界人権宣言中の「すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する」という条項にもかかわらず、就職の機会や報酬は決して平等ではない。男性と全く同一の労働に対して婦人は、男性の規定賃金の半分しか得られないことは決して珍しくない。多くの場合、給料の差異は、特別給付や手当での相違によって一層大きいものにされている。

経済上の権利に関して婦人が直面する問題は、法律上よりも慣行によって生じることが多い。通常、困難な問題は、教育や訓練の段階から始まる。多くの国において、自分達が結婚前、もしくは育児を果した後一時期にだけ、報酬を伴う雇用につくのであり、自分達の生産的な生活にとり、それが本質的な意味のある部分であるとは思っていないと考えられている。だからその結果として、婦人は、労働力として長年働いていても、熟練度や責任の点で男性より低い水準の資格しかないということになるのである。

婦人の地位委員会はだからこそ、婦人が男性と同等の教育と訓練を受けるように強く勧告しているのである。

如何なる国においても、婦人の就職はその国の経済状態によって大きく左右される。失業や潜在失業が広範囲に拡がる時期には大体において、婦人が男性と争って職を得ることは特に難しい。これらの場合婦人に対する差別は、一般的に婦人は男性が必要とするほど職業を必要としないという推定を根拠としている。ところがこの推定は大抵の国において、誤ったものであると繰返し立証されているのである。働く婦人の大部分は、男子の働き手がいらないために、自分や子供を扶養する目的で、あるいは夫の少ない給料、あるいは定期的に入らない賃金を補充するために働いて

いる。

経済拡張期で、労働力の増強を必要とする場合には、婦人も新しい職場を得る機会に恵まれるのであるが、その仕事は、婦人が従来えてきた以上の教育や訓練を必要とする場合もある。

国連開発計画委員会が最近発表したところによると、生産性の低いサービス業における働き手の大部分は婦人であり、その多くは、子持ちの寡婦または夫に置き去りにされた婦人である。これらの婦人は大体において文盲であり、何らの職業的訓練も受けていない。大抵の開発途上国の産業は、主として男性労働者を雇用するので、女性はそのような生産性の低い仕事につかざるを得ず、その結果として彼女等の家庭は、栄養失調や子供の死亡率が高いのが一つの特徴である。委員会はこの種の貧困に対して何らかの解決方法を見出さねばならないことを強調し、熟練を要する仕事のために彼女等を訓練し、工業その他の部門における賃労働の門戸を開放して、婦人がもっと高い収入を得るように援助すべきであると提案した。多くの場合、婦人の生活は、彼女等の収入の向上に力を貸す協同組合をつくることによって改善される。

ILOは、婦人の雇用問題に特別な関心を抱いている。1951年、ILOは、「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約と勧告」を採択した。

1973年12月現在、78カ国がこの条約を批准している。

ILOは、「同一報酬の原則」の実施には立法上の保証だけでは充分ではないことを指摘している。男女労働者に対し、同じ等級が適用されるところでさえも、なお婦人は最も低い等級に置かれる傾向がある。

「同一価値」の意味の解釈にも、婦人によってなされる仕事を低く評価する頑迷な主観が入りこむことが多い。

男性労働者の冷たい態度も克服されねばならないし、又、女性労働者は、同一賃金に対する彼女等の主張を強く要求することへのためらいも克服せねばならない。

適切な教育や訓練の経験がないことや、「女の仕事」「男の仕事」といった伝統的概念も、婦人の賃金の改善を妨げる要因である。

かなりの進歩があったにも拘らず差別は依然として残っている。ILOは次のように言っている。「必要なのは、女子に対するよりよい教育、訓練および指導の強化のための努力であり、教育や訓練の施設を充分活用し、自分達の勤労生活に対し

て真剣で現実に対応した見解を持って、自己の技能と能力の開発に投資するように彼女達を激励する政府、民間の協同的努力である。」また、「子供を産み育てる女性の社会機能に起因したハンデキャップに対して、婦人に補償する」意味でも、育児施設その他地域社会のサービスを強化するための措置が必要である。

家庭責任と、職業上の責任を調和させることが、働く婦人の当面する主要問題である。

数世紀にわたり、世界各地で、婦人だけが家庭内の日常の家事、夫や子供の世話をする唯一の責任者であるとされて来た。

ほとんどすべての婦人が家庭の外で雇用され、賃金を得ている国においてさえも、こうした考えはなかなか改められないものである。家庭と職場の二重の重荷は、通常、女性1人が負わねばならない。日常の家事や育児の責任を男性、女性そして社会全般に平等に再配分する大きな努力が必要である。この問題はよく知られている割には実現されないのであるが、家事サービス、保育施設、労働時間の全般的な短縮、パートタイム雇用に対するフルタイムと同等の条件の確保、子をもつ親であるということは（母親だけではなく）一つの社会的機能として国家、使用者、労働組合、および社会全体によって保護を与えられる資格があるという認識を高めること、などに対する措置が必要だということが指摘されている。

第10条に関する討論中に、一部の代表は、出産休暇後の原職復帰の保証に反対した。その理由は、もしそのような義務が課されるならば使用者は、女子－特に既婚婦人－の雇用をしぶるだろうというものであった。さらに、保育所および他の社会サービスに関しても、一部代表は、自分達の国はそのような施設やサービスを供与出来る状態ではないという理由で反対した。しかし、大多数の代表は、そのような問題解決を目標とすることこそ宣言の重要な要素であると考えたのである。

第10条の最終項は、婦人固有の身体的特質を理由として「婦人を保護する」措置を、「差別と見なしてはならない」と述べているが、この項は委員会の草案には含まれていなかった。この項は国連総会において、婦人を「保護する」という口実のもとに差別的な諸慣行が行われて来たという理由で強力な反対があったにもかかわらず、付加されたものである。

第11条

「(1) 男女同権の原則は、国連憲章及び世界人権宣言の諸原則に従ってすべての国に

において実施されなければならない。

- (2) ゆえに、政府、民間団体および個人は、本宣言のかかげる諸原則の実施を促進するために全力をつくすように促される。」

第11条は、各国政府、民間団体および各個人に対して、宣言中に包含されている原則の実現推進に全力をつくすように、明確に要請している。国連総会は、法的にも事実上においても「男女同権の原則の普遍的承認を強化する必要があること」および「いまだに婦人の権利の実施を保証していない国連加盟国は、立法上および社会上の措置を講じなければならない」と言明した。

婦人に対する差別問題の解決にとって、まだ男女間の平等を現実のものとするには、実施の面こそが最も困難な部分である。

婦人の地位委員会は、この宣言の規定および国連が要請した措置を実施するためにとった方策について、各国政府からつねに報告を受けている。だが、国連そのものは、条約ないしは宣言の遵守を強制する権限は持っていない。さらに、多くの国が、婦人の権利に関する条約にまだ調印していないのが実状である。しかしながら、これらの問題に関して、国連各機関がつねに注意を払い、又加盟国政府に報告の提出を求め、報告を審査する仕組みはたしかに各国政府の刺激になっているという実証がある。この宣言の採択後、総会が取った措置の第一歩は、宣言の実施に関する報告制度の開始であった。

各国政府、専門機関、および民間団体は、この宣言に関する報告および実質条項実施のために取った措置などに関して定期的に報告を提出している。

婦人の地位委員会は、各国政府からの報告と専門機関や民間団体からの情報を検討した結果、各国が、この宣言にうたわれた原則を遵守する一般的傾向にあることを、最近認めた。しかし委員会の発表によると、なお婦人の権利の完全な実現によって障害となっている主なものは、(a)、家庭および社会における男女の役割割りについての伝統的な概念(b)、婦人にとって家庭、職場および市民としての責任を兼ね合わせることの難しさ(c)、開発途上国の農村婦人の地位の低さ、特に、一部の国では農業労働の大半を占める婦人の地位が低いことなどである。

宣言の実施は、男女の平等化を促進する国連の現在の礎石ともいうべきものである。

宣言採択後……………

宣言の起草とその満場一致による採択、そして宣言の条項に関連したすべての条約の作成は、男女の同権および機会均等の実現促進に尽力してきた国連の重要で意義深い業績である。

国連は、これ等の国際文書の立法上、慣行上の実施を重視し、また各国政府がこれらを遵守するように奨励、援助するため効果的な機構や手続きの開発に重点を置いている。そして、報告制度や研究は、この点に関して紛れもない価値を重証しているが、一方においては、他の措置、特に実践的行動計画が緊急に必要とされている。

協力活動プログラム

婦人の地位委員会は、1970年に総会に対して、婦人の地位向上のための協力活動プログラムを提案し、総会において（注・総会決議2716＜XXV＞）満場一致の支持を得た。プログラムには、第2次国連開発10カ年期間中（70年代）に達成する予定の一般方針および最少限の目標が記載されている。同会期中に総会は、第2次開発10カ年実施のための戦略も採択した。その中には「開発計画の全面にわたり婦人の参加をえること」という1項がある。

協力活動プログラムの中の、10年間に達成されるべき一般目的は、次の通りである。

- 婦人の地位に関連した国際条約の批准もしくは加入。
- 婦人に対する差別撤廃宣言等婦人の地位に関連した国際文書や条約と合致するように国内法の制定を行うこと。さらに、これらの国際文書の完全な実施を保証する効果的な法的措置、あるいはその他の措置を取ること。
- 国連および専門機関によって、採択された条約、勧告、宣言、決議などにあげられた規範について、都市においても農村においてもあらゆる分野の人達に、完全に理解させるために効果的で、大規模な教育的、情報的プログラムの開発。さらにこれらの規範の実現達成を目標としたあらゆる措置に対して、世論を啓発し、支援を得ること。
- 国家の全面的な開発計画に関連して、経済的、社会的分野における婦人の貢献の測定と評価を行うこと。それは種々の部門における婦人の貢献を増大するため

に1980年までに、現実に達成しうる特定の目的や最小限の目標などを設定することを意図する。

- 科学的あるいは技術的進歩が婦人の地位に与えた肯定的効果と否定的効果の調査を行うこと。それは、特に婦人の教育や訓練ならびに婦人の生活状態や雇用状況に関して継続的進歩を確保するという目的で行われねばならない。
- これ等の指定の目的と最小限の目標を達成するために、短期または長期の作成、および婦人の地位向上計画のための妥当な資金の準備。
- 経済および社会生活のあらゆる分野への婦人の参加と、開発に対する彼女等の貢献などを常に検討し評価出来るように、機構と手続きを定めること。
- 婦人達が、社会の福祉のために自分達のエネルギーや才能、能力を挙げたいという願望や覚悟を完全に活用すること。

総会は、「第2次国連開発10カ年」期間中に達成されるべき最小限の目標を、教育、訓練、雇用、健康と母性保護および公的生活などの各方面にわたって設定した。

教育面における目標とは、文育の漸進的除去、両性、特に若い世代の少年少女の読み書き能力の平等の確立、すべての段階の教育への少年少女の機会均等、無料の初等義務教育および、あらゆる段階の教育の無料化を確実に進歩させること。

少年少女に対する同等な授業内容、学校水準および奨学金の機会均等、初等教育を受ける少年少女の比率の均等化および、すべての段階の教育施設における少女の数の大幅な増加、雇用上の必要、就職の機会、科学的、技術的進歩を考慮にいたした教育政策の樹立など。

職業訓練と雇用に関する計画目標とは、男女両性に対して職業上の助言、指導を平等に与えること、少女および婦人に対するあらゆる水準の職業訓練や再訓練の機会均等化、同一労働、同一報酬の原則に対する普遍的承認と、その実施のための効果的な措置の採用、婦人の雇用および待遇に関する無差別政策の全面的な容認、熟練を要する職業や技術的職業または、高度の経済活動および責任の重い地位などに就職する有資格婦人の数の大幅な増加、農業開発および農業関係事業などの各部門への婦人の就職機会の大幅な増加などである。

健康と母性保護の最小限の目標は、母性保護を保障する措置の漸進的な拡大。それは原職復帰もしくは原職を保障した有給出産休暇を保障する目的で行われること、適切な保育施設、その他の施設の開発と拡張、母子の健康保護のため特別の医療施設の開設と拡張のための措置の採用、自由に責任を持って子供の数と出産の間隔を

決定し、責任をもった親となる準備のため必要な情報や助言を、希望者すべてに与えることなどである。

行政や公的活動に関する第2次国連開発10ヵ年計画の最少限の目標とは、地方、国家、又は国際的に公共関係または政府関係の仕事に従事する婦人、および行政あるいは政策立案決定部門総合開発計画などに関して責任ある地位に就く有資格婦人の数の大幅な引上げなどである。

しかしながら、この重要な決議も - 既述した宣言や諸条約と同様に - 各国がその勧告に応じて行動を起すことによってのみ、十分な効果が得られるのである。これらの一般目的や目標の大部分は、国家的な施策を要請しており、こうした国家的施策がとられない限り、国際社会の役割は限られたものとなる傾向がある。そしてまた、技術援助ですら政府の特別な要請に応じてのみ与えられるものなのである。

もしもこのような国家的施策がとられるよう鼓舞したいと思うならば、勧告が、特に、その対象としている人々によって知られ理解されなければならない。そして、こうした勧告を平凡な日常生活を送る普通の男女にとって意義をもつような方法で広く認識させることは、時には困難なことであり、ここに民間諸団体の果たすべき重要な役割がある。

附属資料 1

婦人の地位に関する国際条約選
(抄)

・ 国際連合憲章 (Charter of the United Nations)

われら連合国の人民は、

われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、

基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、

正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し、

一層大きな自由で社会的進歩と生活水準の向上とを促進すること

並びに、このために、

寛容を実行し、且つ、善良な隣人として互に平和に生活し、

国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、

共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを原則の受諾と方法の設定によって確保し、

すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、

これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。

よって、われらの各自の政府は、サン・フランシスコ市に会合し、全権委任状を示してそれが良好妥当であると認められた代表者を通じて、この国際連合憲章に同意したので、ここに国際連合という国際機構を設ける。

第 1 章 目的及び原則

第 1 条

国際連合の目的は、次のとおりである。

- (1) 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。
- (2) 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸國間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。

(3) 経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。

(4) これらの共通の目的の達成に当って諸国の行動を調和するための中心となること。

・ 世界人権宣言 (The Universal Declaration of Human Rights)

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちに社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成するこちを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にもこれらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この

世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

・ 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約

(*Couvention for the Suppression of the Traffic in Persons and of the Exploitation of the Prostitution of Others*)

第 1 条

この条約の締約国は、他人の情欲を満足させるために次のことを行ないかなる者をも処罰することに同意する。

- 1 売春を目的として他の者を、その者の同意があった場合においても、勧誘し、誘引し、又は拐去すること。
- 2 本人の同意があった場合においても、その者の売春から搾取すること。

第 2 条

この条約の締約国は、さらに、次のことを行ないかなる者をも処罰することに同意する。

- 1 売春宿を営営し、若しくは管理し、又は情を知って、これに融資し、若しくはその融資に関与すること。
- 2 他の者の売春のために、情を知って、建物その他の場所又はその一部を貸与し、又は賃貸すること。

第 3 条

第 1 条及び第 2 条に掲げるいずれかの違反行為の未遂及び予備も、また、国内法が認める範囲内で処罰されるものとする。

第 4 条

第 1 条及び第 2 条に掲げる行為に対する加担行為も、また、国内法が認める範囲内で処罰されるものとする。

加担行為は、処罰を免かれることを防止するために必要であるときはいつでも、国内法が認める範囲内で、独立の違反行為として取り扱われるものとする。

第 5 条

被害者が、国内法に基づきこの条約に掲げるいずれかの違反行為に関する訴訟の当事者となる権利を有する場合には、外国人は、内国人と同一の条件でその権利を有するものとする。

第 6 条

この条約の各締約国は、売春を行う者又は売春を行う疑のある者が特別の登録を行い、特別の書類を所持し、又は取締若しくは通告に関する特別の要件に服する旨を規定しているいかなる現行の法令又は行政規定をも無効にし、又は廃止するため必要なすべての措置を執ることに同意する。

採 択 1950 年

加盟国数 41 (含日本)

・ 婦人の参政権に関する条約 (Convention on the Political Rights of Women)

第 1 条

婦人は、あらゆる選挙において、なんらの差別も受けることなく、男子と同等の条件で、投票する権利を有する。

第 2 条

婦人は、なんらの差別も受けることなく、男子と同等の条件で、国内法で定めるすべての公選による機関に選挙される資格を有する。

第 3 条

婦人は、なんらの差別も受けることなく、男子と同等の条件で、国内法で定める公職につき、及び国内法で定めるすべての公務を執行する権利を有する。

採 択 1952 年

加盟国数 73 (含日本)

• 結婚婦人の国籍に関する条約（仮訳）（Convention on the Nationality of Married Women）

第 1 条

各締約国は、その国の国民の 1 人と、他国人との間の結婚、離婚の場合も、また、夫の国籍変更の場合も、それが自動的に妻の国籍に影響するものではないことに同意する。

第 2 条

各締約国は、その国の国民の 1 人が任意に他国籍を取得する場合も、自国籍を放棄する場合も、その妻が自国籍を保有することを妨げないことに同意する。

第 3 条

- 1 各締約国は、その国の国民の 1 人の妻が他国人である場合、国家の安全と公共の福祉に反しない限り、本人の要求により、特別の帰化手続によって、夫の国籍を取得できることに同意する。
- 2 各締約国は、この条約が、その国の国民の 1 人の妻が他国人である場合、その要求により権利として、夫の国籍を取得できることを規定している既存の法令や慣習法を妨げるものではないことに同意する。

採 択 1957 年

加盟国数 44

• 婚姻の同意、最低年令および登録に関する条約（仮訳）
（Convention on Consent to Marriage, Minimum Age for Marriage and Registration of Marriage）

第 1 条

両当事者の完全で自由な承諾のない結婚はすべて法律上成立しないものとする。この承諾は、当事者本人が、正式の公表ののち、結婚式を主宰する権限ある当局および法の定める証人の前で表明しなければならない。

本条第 1 節の規定にかかわらず、権限ある当局が、特殊事情を認め、かつ当事者の一方が権限ある当局の前で法の定める方式に従いすでに承諾を表明し、これを撤回していないことを認めた場合は、その当事者は出頭を要しないものとする。

第 2 条

本条約の当事国は、結婚の最低年令を定める立法措置をとらねばならない。この年令以下の者の結婚はすべて法律上成立しないものとする。ただし、権限ある当局が夫婦になろうとする者の利益に従い、重大なる事由により年令について特別免除を認めた時はこの限りでない。

第 3 条

すべての結婚は権限ある当局によって着当な公式の登録が行なわれねばならない。

採 択 1962 年

加盟国数 26



国際労働機関（ILO）

- ・ 産前産後における婦人使用に関する条約（Maternity Protection）
第 3 号

主な内容；産後 6 週間の労働の禁止、産前 6 週間以内の診断書提出による休業の権利、休業期間中の保険制度等による収入の補償、休業期間及び延長期間中の解雇の禁止、1 日 2 回 30 分ずつの保育時間の確保

採 択 1919 年

批准国数 28

- ・ 夜間における婦人使用に関する条約（Night Work - Women）第 4 号

主な内容；「夜間」（夜 10 時より朝 5 時までの時間を含む少くとも 11 時間の継続時間）婦人の年令に拘らず、家族従業者を除き、一切の公私の工業的企業への使用の禁止

採 択 1919 年

批准国数 57



- ・ 夜間における婦人使用に関する条約（1934 年改正）

(Night Work - Women - Revised) 第 41 号

主な内容； 上記第 4 号の工業的企業を更に詳細に規定すると共に、特定の例外の場合権限ある機関は労使団体への諮問の後、10 時より 5 時を 11 時より 6 時とすることができるとした。

採 択 1934 年

批准国数 36

- すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約
(Underground Work - Women) 第 45 号

主な内容； 地下から物質を採取するためのすべての公私の事業場における、年令のいかんを問わず女子の坑内作業への使用の禁止。管理職、訓練中の女子等若干の例外が認められている。

採 択 1935 年

批准国数 75 (含日本)

- 工業に使用される婦人の夜業に関する条約 (1948 年改正)

(Night Work - Women - Revised) 第 89 号

主な内容； 「工業的企業」の範囲をさらに詳細に規定し、「夜間」の定義を夜 10 時より朝 7 時までの間の少くとも 7 時間の継続する時間を含む。少くとも 11 時間の継続する時間とした。

採 択 1948 年

批准国数 52

- 同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬に関する条約
(Equal Remuneration) 第 100 号

主な内容； 性別による差別待遇なしに定められる報酬率による男女労働者への報酬の支払い。

この実施に役立つ場合の職務の客観的評価を促進する措置。

採 択 1951 年

批准国数 78 (含日本)

- 社会保障の最低基準に関する条約 (Social Security - Minimum Standards) 第102号

主な内容； 社会保障の最低基準を部門別に定めているが、妊娠、出産の際の医療及び収入補償についての基準を規定している。

採 択 1952 年

批准国数 22

- 母性保護に関する条約 (1952年改正) (Maternity Protection - Revised) 第103号

主な内容； 出産休暇の最低12週間、産後6週間の強制的休暇、妊娠及び分娩による疾病についての追加休暇、所得の $\frac{2}{3}$ 以上の休業補償、休暇期間中の解雇の禁止、育児時間の権利等

採 択 1952 年

批准国数 14

- 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約 (Discrimination - Employment and Occupation) 第111号

主な内容； 人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身、社会的出身に基いて行なわれるすべての差別待遇を除去するために国が努力する。

採 択 1958 年

批准国数 80

国連教育社会文化機関（UNESCO）

- ・ 教育上の差別待遇反対に関する条約（Convention against Discrimination in Education）1960

主な内容； 人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治的又はその他の見解、民族的又は社会的起源、経済的条件、出生等による教育についての差別を排除、防止するために国が措置を講ずること。

採 択 1960 年

批准国数 62

注； 条約加盟国数は、特に記載のない限り1973年12月13日現在。

条文は実質条項のみをのせた。

附屬資料 2

婦 人 関 係 統 計

目 次

I 婦人の現状

1 婦人と人口

- 第1表 年令階層（3区分）別人口の推移
- 第2表 出生、死亡及び平均寿命の推移
- 第3表 既婚女子1人当り平均出生児数の推移
- 第4表 婚姻・離婚の推移
- 第5表 労働力状態別女子15才以上人口の推移

2 婦人と政治

- 第1表 国会議員選挙における有権者数及び投票率
- 第2表 婦人議員の数
- 第3表 任命等による委員等の数
- 第4表 政治に対する関心
- 第5表 市民活動への参加状況
- 第6表 市民活動への参加希望

3 婦人と教育

- 第1表 進学率の推移
- 第2表 学科別女子大学生の割合（4年制大学）
- 第3表 高校・大学卒業者総数に占める女子の割合

4 婦人と就業

- 第1表 15才以上人口、労働力人口、非労働力人口の推移
- 第2表 従業上の地位別女子就業者数
- 第3表 管理的職業・専門的職業における就業者数
- 第4表 専門的・技術的職業、管理的職業（特定職種）従事者数
- 第5表 雇用者数の推移
- 第6表 年令階級別女子雇用者の構成の推移
- 第7表 年令階級別女子雇用率の推移
- 第8表 配偶関係別女子雇用者の構成の推移
- 第9表 配偶関係別女子雇用率の推移
- 第10表 産業別雇用者数（昭和48年）

- 第11表 職業別雇用者数（昭和48年）
- 第12表 雇用者の平均年令・平均勤続年数の推移
- 第13表 1人平均月間給与額の推移
- 第14表 男女賃金格差の推移
- 第15表 勤労婦人の能力開発に関する意欲
- 第16表 職場における女性の不当差別の有無
- 第17表 年令階級別女子無業者の就業希望の推移

Ⅱ 婦人の地位についての意識

- 1 戦前と比べて婦人の地位は向上したか（昭和24年）
- 2 婦人の地位を高めるにはどうしたらよいか（昭和24年）
- 3 戦後婦人の地位はどう変わったか（昭和30年）
- 4 婦人の地位は何によって高められるか（昭和30年）
- 5 男女の地位は平等になっているか（昭和47年）
- 6 平等になっていない点はどういうことか（昭和47年）

Ⅲ 国際比較

- 第1表 世帯数及び平均世帯人員
- 第2表 出生率・死亡率・平均寿命
- 第3表 婚姻率・離婚率
- 第4表 労働力率
- 第5表 就業者総数及び雇用者総数中に占める女子の割合
- 第6表 従業上の地位別女子就業者数の構成比
- 第7表 産業別雇用者数
- 第8表 男女賃金格差の推移（非農林業労働者）
- 第9表 既婚女性の家事時間と曜日
- 第10表 睡眠（一次行動の平均時間）
- 第11表 自由時間と曜日（一次行動の平均時間）
- 第12表 各国における議員、閣僚等への婦人の進出状況

I 婦 人 の 現 状

1 婦 人 と 人 口

第1表 年齢階層（3区分）別人口の推移

	女				男			
	計	0～14才	15～64才	65才～	計	0～14才	15～64才	65才～
実 数 （万人）								
昭和30年	4,541	1,462	2,808	272	4,386	1,518	2,665	203
35	4,754	1,371	3,078	303	4,588	1,434	2,922	232
40	5,003	1,235	3,422	346	4,824	1,281	3,271	272
45	5,258	1,214	3,633	411	5,078	1,262	3,493	323
構 成 比 （％）								
昭和30年	100.0	32.2	61.8	6.0	100.0	34.6	60.8	4.6
35	100.0	28.9	64.7	6.4	100.0	31.2	63.7	5.1
40	100.0	24.7	68.4	6.9	100.0	26.6	67.8	5.6
45	100.0	23.1	69.1	7.8	100.0	24.8	68.8	6.4

総理府「国勢調査」

第2表 出生、死亡及び平均寿命の推移

	出 生		死 亡		平 均 寿 命	
	件 数	率(人口千対)	件 数	率(人口千対)	女	男
昭和25年	233.8 ^{万件}	28.1	90.5 ^{万件}	10.9	62.9 ^才	59.5 ^才
30	173.1	19.4	69.4	7.8	67.7	63.6
35	160.6	17.2	70.7	7.6	70.1	65.3
40	182.4	18.6	70.0	7.1	72.9	67.7
45	193.4	18.8	71.3	6.9	74.7	69.3
48	209.2	19.4	70.9	6.6	76.2	70.7

厚生省「人口動態統計」

厚生省「簡易生命表」

第3表 既婚女子1人当り平均出産児数の推移
(人)

	25年	35年	45年
既婚女子総数	360	320	272
15～19才	0.51	0.35	0.64
20～24	0.96	0.71	0.71
25～29	1.71	1.41	1.35
30～34	2.77	2.21	1.92
35～39	3.79	2.76	2.13
40～44	4.52	3.31	2.38
45～49	4.80	3.95	2.77

総理府 「国勢調査」

第4表 婚姻・離婚の推移

	平均初婚年齢		婚 姻		離 婚	
	女	男	件 数	率(人口千対)	件 数	率(人口千対)
昭和25年	23.0才	25.9才	71.5万件	8.6	8.4万件	1.01
30	23.8	26.6	71.5	8.0	7.5	0.84
35	24.4	27.2	86.6	9.3	6.9	0.74
40	24.5	27.2	95.5	9.7	7.7	0.79
45	24.3	27.1	102.9	10.0	9.6	0.93
48	—	—	107.2	9.9	11.2	1.04

厚生省 「人口動態統計」

第5表 労働力状態別女子15才以上人口の推移

	15才以上人口	労働力人口	非労働力人口				労働率
			計	家事	通学	その他	
昭和30年	3,068万人	1,740万人	1,325万人	...万人	...万人	...万人	56.7%
35	3,370	1,838	1,526	1,005	216	305	54.5
40	3,758	1,903	1,853	1,188	341	323	50.5
45	4,060	2,024	2,032	1,373	323	335	49.9
48	4,239	2,045	2,183	1,493	324	366	48.3

(注) 労働力率は15才以上人口に占める労働力人口の割合
総理府 「労働力調査」

2 婦 人 と 政 治

第1表 国会議員選挙における有権者数と投票率

選 挙 別	有 権 者 数 (人)		投 票 率 (%)	
	女	男	女	男
衆 議 院				
第 22 回 総 選 挙 (昭和21年4月10日)	20,557,668	16,320,752	67.0	78.5
第 24 回 総 選 挙 (24. 1. 23)	22,044,778	20,060,522	68.0	80.7
第 27 回 総 選 挙 (30. 2. 27)	25,678,542	23,556,833	72.1	78.0
第 29 回 総 選 挙 (35. 11. 20)	28,350,831	25,962,162	71.2	76.0
第 31 回 総 選 挙 (42. 1. 29)	32,748,180	30,244,616	73.3	74.8
第 32 回 総 選 挙 (44. 12. 27)	35,799,080	33,461,344	69.1	67.9
第 33 回 総 選 挙 (47. 12. 10)	38,098,550	35,671,085	72.5	71.0
参 議 院				
第 1 回 通 常 選 挙 (22. 4. 20)	21,351,075	19,607,513	54.0	68.4
第 3 回 通 常 選 挙 (28. 4. 24)	24,582,538	22,454,016	58.9	67.8
第 5 回 通 常 選 挙 (34. 6. 2)	27,905,499	25,610,974	55.2	62.6
第 7 回 通 常 選 挙 (40. 7. 4)	31,043,297	28,499,288	66.1	68.0
第 9 回 通 常 選 挙 (46. 6. 27)	36,765,667	34,412,000	59.3	59.1
第 10 回 通 常 選 挙 (49. 7. 7)	38,904,791	36,451,277	73.6	72.7

自治省選挙部編

第2表 婦人議員の数

職 名		昭和25年 11 月 現 在 数	30年5月	35年9月	40年12月	45年1月	49年1月 5)	
		実	数 (人)					
国 会 議 員	衆議院議員	女	12	8	11	7	8	7
		男	437	458	440	447	478	478
	参議院議員	女	12	15	13	17	13	18
		男	238	235	234	233	234	234
地方公共団 体の議員	都道府県議 会 議 員	女	22 ¹⁾	32 ²⁾	36 ²⁾	41 ³⁾	33	26
		男	2416 ¹⁾	2436 ²⁾	2507 ²⁾	2565 ³⁾	2595	2686
	市議会議員	女	94 ¹⁾	158 ²⁾	190 ²⁾	198 ³⁾	272	323
		男	8517 ¹⁾	21,240 ²⁾	17,724 ²⁾	17,732 ³⁾	19,230	19,556
	町村議会議員	女	677 ¹⁾	455 ²⁾	275 ²⁾	311 ³⁾	202	201
		男	174,838 ¹⁾	114,015 ²⁾	63,699 ²⁾	56,712 ³⁾	50,667	48,362
総 数 に 対 す る 女 子 の 割 合 (%)								
国 会 議 員	衆 議 院 議 員		2.7	1.7	2.4	1.5	1.7	1.4
	参 議 院 議 員		4.8	6.0	5.3	6.8	5.6	7.1
地方公共団 体の議員	都道府県議会議員		0.9	1.3	1.4	1.6	1.3	1.0
	市 議 会 議 員		1.1	0.7	1.1	1.1	1.3	1.6
	町 村 議 会 議 員		0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4

注) 1) 昭和24年12月現在数

2) 各年4月現在数

3) 昭和40年10月現在数

4) 資料出所：国会議員は衆・参両院事務局、地方議員は自治省選挙部

5) 国会議員は50年1月現在

第3表 任命による委員等の数

職 名		昭和25年 11月 現在数	30年4月	35年4月	40年9月	45年9月	48年
		実 数					
人権擁護委員	女	88	178 ³⁾	584	999 ⁵⁾	1,023	1,112
	男	708	4,863 ³⁾	7,308	8,247 ⁵⁾	8,245	8,807
保 護 司	女	—	—	—	7,047 ⁵⁾	7,781	8,219
	男	—	—	—	39,036 ⁵⁾	38,533	38,813
都道府県教育委員会の委員	女	35	41	35 ⁵⁾	29 ⁵⁾	25	25
	男	287	266	194 ⁵⁾	196 ⁵⁾	202	211
社 会 教 育 委 員	女	—	—	—	105	101	98
	男	—	—	—	714	722	751
民生委員兼児童委員	女	—	24,478 ⁴⁾	28,870 ⁶⁾	34,737 ⁵⁾	36,781	44,460
	男	—	98,427 ⁴⁾	96,104 ⁶⁾	90,462 ⁵⁾	86,294	95,413
家事調停委員	女	2,495 ²⁾	3,650 ²⁾	4,471 ²⁾	5,173 ²⁾	5,938 ²⁾	6,372
	男	16,071 ²⁾	13,852 ²⁾	13,529 ²⁾	12,681 ²⁾	12,646 ²⁾	12,005
家庭裁判所 参 与 員	女	874 ²⁾	916 ²⁾	1,076 ²⁾	1,205 ²⁾	1,469 ²⁾	1,624
	男	5,484 ²⁾	5,192 ²⁾	4,838 ²⁾	4,422 ²⁾	4,328 ²⁾	4,209
総数に対する女子の割合 %							
人権擁護委員		11.1	3.5	7.4	10.8	11.0	11.2
保 護 司		—	—	—	15.3	16.8	21.2
都道府県教育委員会の委員		10.9	13.4	16.3	12.9	11.0	11.8
社 会 教 育 委 員		—	—	—	12.8	12.3	13.0
民生委員兼児童委員		—	19.9	23.1	27.7	29.9	46.6
家事調停委員		13.4	20.9	24.8	29.0	32.0	34.7
家庭裁判所 参 与 員		13.7	15.0	17.5	21.4	25.3	27.8

注) 1) 婦人が比較的多くかつ代表的なものを掲げた。

2) 各年2月現在数

3) 昭和30年6月現在数

4) 昭和30年3月現在数

5) 各年11月現在数

6) 昭和35年12月現在数

第4表 政治に対する関心

女	計	非常に関心をもっている	かなり関心をもっている	多少関心をもっている	ほとんど(全然)関心がない	不明
女性総数	100%	3%	13%	54%	28%	2%
男性総数	100	11	32	44	12	1

総理府広報室 「婦人に関する意識調査」(47年10月)

第5表 市民活動への参加状況

	参加があること	住民運動	消費者運動	新生活運動	社会福祉運動	ボランティア	政治活動	その他	参加はないこと	不明
女子総数	13.5	1.7	1.6	2.4	5.5	0.8	3.0	0.8	82.9	3.6
被 傭 者	15.2	1.8	1.7	2.4	6.3	1.1	4.2	0.7	82.0	2.8
農林漁業	12.2	1.5	0.8	3.0	3.8	0.2	3.3	0.8	83.3	4.6
主 婦	13.6	1.8	2.0	2.5	5.4	0.8	2.7	0.8	82.9	3.5
学 生	18.8	0.6	0.6	3.1	9.6	3.7	3.7	0.3	79.3	1.9

総理府広報室 「婦人に関する意識調査」(47年10月)

第6表 市民活動への参加希望

	今以後参加したい	住民運動	消費者運動	新生活運動	社会福祉運動	ボランティア	政治活動	その他	不明	参加はしない
女子総数	20.7	10.9	25.3	17.1	47.7	7.3	4.2	1.6	3.5	79.3
雇 傭 者	23.7	12.4	21.8	18.0	47.9	9.5	6.4	1.7	4.4	76.3
農林漁業	13.2	10.1	16.1	28.0	39.0	3.2	4.1	1.8	5.5	86.8
主 婦	21.7	10.4	30.5	15.1	47.2	6.8	2.1	1.3	3.0	78.3
学 生	39.5	33.3	23.4	9.4	50.0	16.4	10.9	0.8	0.8	60.5

総理府広報室 「婦人に関する意識調査」(47年10月)

3 婦 人 と 教 育

第1表 進 学 率 の 推 移

(%)

	高 校 進 学 率		大 学 ・ 短 大 進 学 率	
	女	男	女	男
昭 和 25 年	36.7	48.0	17.2	34.6
30	47.4	55.5	14.9	20.9
35	55.9	59.6	14.2	19.7
40	69.6	71.7	20.4	30.1
45	82.7	81.6	23.5	25.0
49	91.9	89.7	32.2	32.2

文部省 「学校基本調査」

注 進学率とは卒業者に占める進学者及び就職進学者の割合である。

第2表 学科別女子大学生の割合（4年制大学）

年度	文学	法・政・商 経 済 学	理学	工学	農 学	医・歯・ 薬 学	家政・ 看護学	教員 養成	その他
25	15.5%	0.8%	5.6%	0.3%	0.8%	24.4%	96.6%	20.7%	4.7%
30	27.5	1.2	13.1	0.8	1.2	24.9	96.8	29.4	14.6
35	34.1	1.5	11.8	0.5	1.5	28.2	99.4	38.3	21.4
40	47.8	2.1	12.4	0.4	3.0	35.1	99.8	49.2	29.1
45	52.3	5.2	13.4	0.6	5.9	38.1	99.6	49.1	45.1
48	56.0	6.7	13.5	0.8	7.9	39.0	99.5	56.2	37.2

文部省 「学校基本調査」から算出

第3表 高校・大学卒業生総数に占める女子の割合

(%)

	高 校	短 期 大 学	大 学
昭 和 25 年	24.5	—	1.7
26	38.1	38.8	13.7
30	41.9	54.7	14.3
35	46.4	69.2	13.7
40	48.5	76.1	16.2
45	49.0	85.4	18.7
48	50.2	86.7	19.2

文部省 「学校基本調査」

4 婦 人 と 就 業

第1表 15才以上人口、労働力人口、非労働力人口の推移

(万人・%)						
性	年	15才以上人口	労働力人口	非労働力人口	労働力率	労働力人口の男女別構成比
		万人	万人	万人	%	%
総数	昭 30	5,925	4,194	1,723	70.8	100.0
	35	6,520	4,511	1,998	69.2	100.0
	40	7,287	4,787	2,497	65.7	100.0
	45	7,885	5,153	2,723	65.4	100.0
	48	8,208	5,299	2,887	64.6	100.0
女	昭 30	3,068	1,740	1,325	56.7	41.5
	35	3,370	1,838	1,526	54.5	40.7
	40	3,758	1,903	1,853	50.6	39.8
	45	4,060	2,024	2,032	49.9	39.3
	48	4,239	2,045	2,183	48.3	38.6
男	昭 30	2,857	2,455	398	85.9	58.5
	35	3,151	2,673	472	84.8	59.3
	40	3,529	2,884	644	81.7	60.2
	45	3,825	3,129	691	81.8	60.7
	48	3,969	3,254	704	82.0	61.4

総理府 「労働力調査」

第2表 従業上の地位別女子就業者数の構成比

	就業者計	雇 用 者	家族従業者		自営業主
			農 業	そ の 他	
昭和 25	1,376万人 100.0	26.2	52.7	8.6	12.3
30	1,537万人 100.0	33.2	44.8	10.7	11.4
35	1,710万人 100.0	41.6	34.8	10.1	13.5
40	1,858万人 100.0	49.5	26.6	11.8	12.0
45	2,035万人 100.0	53.3	20.5	12.3	13.9
48	2,021万人 100.0	58.7	12.6	13.3	15.3

注) 48年は労働力調査

総理府「国勢調査」

第3表 管理的職業、技術的職業における就業者数

	管 理 的 職 業			専 門 的 技 術 的 職 業		
	女	男	総数中の 女子の割合	女	男	総数中の 女子の割合
昭和25年	千人 17	千人 623	% 2.7	千人 498	千人 1,059	% 32.0
30	24	817	2.8	603	1,307	31.6
35	39	928	4.0	777	1,401	35.5
40	70	1,298	5.1	959	1,646	36.8
45	98	1,955	4.8	1,256	2,171	36.7
48注)	110	1,750	5.9	1,370	1,950	41.3

注) 48年は労働力調査

総理府 「国勢調査」

第4表 専門的・技術的職業、管理的職業(特定職種)従事者

区 分	昭 和 3 5 年			昭 和 4 5 年		
	女	男	総数に占 める女子 の割合	女	男	総数に占 める女子 の割合
科学 研 究 者	人 2,280	人 30,090	% 7.0	人 5,160	人 94,090	% 5.2
医師、歯科医師	13,720	119,490	10.3	15,345	140,250	9.9
薬 剤 師	13,940	21,320	39.5	24,170	26,000	48.2
裁判官、検察官 弁 護 士	120	9,670	1.2	300	12,190	2.5
公 認 会 計 士	220	12,670	0.0	665	22,735	2.8
大 学 教 員	4,290	37,290	10.3	12,445	70,330	17.7
高等学校教員	24,870	112,700	18.1	40,280	176,100	18.6
中学校教員	45,810	158,650	22.4	59,500	159,100	27.2
小学校教員	198,740	161,200	55.2	187,375	177,575	51.3
管理的公務員	600	77,010	0.8	1,060	108,805	0.9
会社団体役員	29,330	514,620	5.4	79,680	891,045	8.9

総理府 「国勢調査」

第5表 雇用者数の推移

年	総数	女	男	指数			総数中に 占める女子の割合
				総数	女	男	
昭和30年	万人 1,778	万人 531	万人 1,247	100.0	100.0	100.0	% 29.9
35	2,370	738	1,632	133.3	139.0	130.9	31.1
40	2,876	913	1,963	161.8	171.9	157.4	31.7
45	3,306	1,096	2,210	185.9	206.4	177.2	33.2
48	3,595	1,186	2,408	202.2	223.4	193.1	33.0

総理府「労働力調査」

第6表 年令階級別女子雇用者の構成の推移

(%)

年	計	15～ 19才	20～ 24才	25～ 29才	30～ 34才	35～ 39才	40～ 54才	55～ 64才	65才 以上
昭和35年	100.0	23.4	39.6		17.3		18.9		0.7
40	100.0	18.0	28.8	11.3	18.1		19.1	3.9	0.8
45	100.0	12.6	28.9	11.3	8.1	9.7	23.0	5.4	1.1
48	100.0 (1,186)	8.9 (105)	25.5 (302)	11.7 (139)	9.0 (107)	10.3 (122)	26.7 (317)	6.5 (77)	1.4 (17)

注) ()内は実数、万人

総理府「労働力調査」

第7表 年令階級別女子雇用率の推移

年	計	15～ 19才	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 54	55～ 64	65～
昭和35年	20.6	35.1	33.6		16.1		11.3		1.6
40	23.2	29.5	54.2	23.8	20.3		21.3	10.0	2.2
45	27.0	30.3	59.8	27.1	21.3	26.0	26.5	13.5	2.9
48	28.0	26.0	57.9	29.1	24.0	28.8	30.5	16.4	3.7

注) 雇用率とは $\frac{\text{雇用者}}{\text{15才以上人口}} \times 100$ である。

総理府「労働力調査」

第8表 配偶関係別女子雇用者の構成の推移（非農林業）

（%）

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死 離 別
昭和38年	100.0	57.8	31.0	11.2
40	100.0	54.2	34.9	10.9
45	100.0	48.3	41.4	10.3
48	100.0 (1,179)	40.9 (482)	48.3 (570)	10.7 (126)

注) ()内は実数、万人

総理府「労働力調査」

第9表 配偶関係別女子雇用率の推移

（%）

年	計	未 婚	有 配 偶	死 離 別
昭和38年	22.3	48.5	11.9	16.2
40	23.2	46.3	13.7	16.8
45	27.0	51.6	18.3	19.1
48	28.0	50.8	21.4	20.4

総理府「労働力調査」

第10表 産業別雇用者数

（昭和48年）

	実 数	女		男		総数中に占める女子の割合
		実 数	構成比	実 数	構成比	
全 産 業	3,595	1,186	100.0%	2,408	100.0%	33.0%
農 林 業	29	8	0.7	22	0.9	27.6
非 農 林 業	3,565	1,179	99.4	2,387	99.1	33.1
漁業・水産養殖業	18	2	0.2	16	0.7	11.1
鉱 業	13	1	0.1	12	0.5	7.7
建 設 業	364	52	4.4	312	13.0	14.3
製 造 業	1,197	404	34.1	793	32.9	33.8
卸売・小売・金融 保険・不動産業	817	350	29.5	467	19.4	42.8
運輸・通信・電気 ガス・水道業	352	43	3.6	309	12.8	12.2
サ ー ビ ス 業	622	295	24.9	327	13.6	47.4
公 務	179	31	2.6	148	6.1	17.3

総理府「労働力調査」

第11表 職業別、雇用者数 (昭和48年)

	総 数	女		男		総数中に占める女子の割合
		実 数	構成比	実 数	構成比	
総 数	万人 3,595	万人 1,186	% 100.0	万人 2,408	万人 100.0	% 33.0
専門的技術的職業	275	117	9.9	157	6.5	42.5
管 理 的 職 業	184	11	0.9	174	7.2	6.0
事 務	771	365	30.8	406	16.9	47.3
販 売	391	129	10.9	262	10.9	33.0
農 林 漁 業	41	9	0.8	32	1.3	22.0
採 鉱 採 石	6	0	0.0	6	0.2	0.0
運 輸 通 信	218	17	1.4	202	8.4	7.8
技能工生産工程従事者	1,268	332	28.0	936	38.9	26.2
単 純 労 働 者	141	46	3.9	95	3.9	32.6
サ ー ビ ス 職 業	297	161	13.6	136	5.6	54.2

総理府 「労働力調査」

第12表 雇用者の平均年令・平均勤続年数の推移

年	平 均 年 令		平 均 勤 続 年 数	
	女	男	女	男
昭和29年	25.4才	33.2才	3.6年	7.2年
35	26.3	32.8	4.0	7.8
40	28.1	33.2	3.9	7.8
45	30.2	34.5	4.4	8.2
48	32.3 (32.9)	35.6 (36.0)	4.7 (5.1)	9.4 (9.5)

注) ()内はサービス業を含む。 労働省「賃金構造基本統計調査」(35～48年)
「個人別賃金調査」(29年)

第13表 1人平均月間給与額の推移

(単位：円)

区 分	現金給与総額		定期給与		特別給与	
	女	男	女	男	女	男
昭和40年	22,275 (12.1)	46,571 (9.4)	17,760 (11.6)	36,496 (9.0)	4,515 (14.1)	10,075 (11.1)
43	31,553 (14.8)	65,595 (13.5)	24,445 (13.1)	50,273 (12.4)	7,108 (20.7)	15,322 (17.2)
45	42,710 (15.9)	88,537 (16.6)	32,575 (16.2)	66,212 (15.8)	10,135 (15.0)	22,325 (19.1)
48	70,827 (22.1)	141,215 (22.2)	52,166 (18.7)	102,857 (19.0)	18,661 (32.8)	38,358 (31.6)

注) 1. 昭和42年に調査対象のサンプル替えが行なわれたのでその前後には若干の断層がある。

2. ()内は対前年増加率である。(単位：%)

労働省「毎月勤労統計調査」

第14表 男女賃金格差の推移

(男子=100)

	規模30人以上注1)			規模10人以上注2)	
	現金給与総額	定期給与	特別給与	定期給与	所定内給与
昭和35年	42.8	43.5	39.9	—	—
38	46.5	47.2	44.2	49.2	53.1
40	47.8	48.7	44.8	51.3	55.4
43	48.1	48.6	46.4	50.4	55.3
45	48.2	49.2	45.4	50.7	55.5
48	50.2	50.7	48.6	51.0	55.9

注1) 毎月勤労統計調査による。

サービス業を含まない。

注2) 賃金構造基本統計調査による。

労働省「毎月勤労統計調査」

第15表 勤労婦人の能力開発に関する意欲

区 分	計	能力を高めたいと思う						思わ ない 不明	
		計	今の仕事 に能力を 生かすた め	就職、独 立したい のでそれ に備えて	定年に備 えて技術 資格を身 につける ため	一般的 教養を 高める ため	その他		
男	100.0	936 100.0	488	11.8	7.1	27.6	4.7	6.4	
年 令 別	女	100.0	282.5 100.0						
	20才未満	100.0	85.9 100.0	231	10.4	3.5	55.4	7.7	14.8
	20～24才	100.0	89.0 100.0	18.3	14.6	1.8	58.6 56.0	7.4	14.1
	25～29才	100.0	86.2 100.0	17.8	11.2	2.0	61.6	7.4	11.0
	30～34才	100.0	86.1 100.0	19.6	13.1	2.8	57.6	6.9	13.8
	35～39才	100.0	86.1 100.0	29.2	11.7	3.9	49.2	6.0	13.9
	40～44才	100.0	79.6 100.0	35.1	6.2	6.2	44.5	8.0	20.4
	45～54才	100.0	80.3 100.0	36.2	4.2	8.7	42.3	8.7	19.7
		75.9 100.0	38.8	2.8	9.6	38.6	10.3	24.1	

労働省「勤労者生活意識調査」(昭和46年)

第16表 あなたは、今の職場では、仕事の内容や待遇の面で、女性が不当に差別されていると思いますか。別にそのようなことはないと思いますか。「ある」場合それはどんな点ですか。

	あると答 えた者の 割合 全回答者 =100%	差別の内容(あると答えた者=100%) M. A.							その他
		能力にあ つた仕事 をさせて くれない	能力を 評価して くれない	昇進の 差別があ る	昇給の 差別があ る	結婚する と退職さ せられる	子どもが 生まれる と退職さ せられる	停年が 男性より 早い	
計	18.6	11.0	23.8	24.6	52.1	2.7	3.1	3.9	13.1
小 卒 (未就学)	14.2	5.3	15.8	5.3	42.1	—	—	—	36.9
旧高小 新中卒	15.9	9.5	19.6	22.0	56.0	0.6	—	2.4	14.9
旧高中 新高卒	20.3	11.1	25.2	23.7	52.3	4.0	4.9	4.9	11.0
旧高专 新大卒	21.0	14.7	28.0	38.7	46.7	2.7	2.7	4.0	12.0

注) 回答者は女子被備者 総理府広報室「婦人に関する意識調査(47年10月)」

第17表 年別階級別、女子無業者の就業希望の推移

(千人)

	計	15 19才	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 54	55～ 64	65～
昭 37	3960	427	481	714	652	526	858	231	72
40	4351	517	539	778	746	565	895	233	78
43	6464	646	742	1252	1175	854	1257	384	153
46	7063	519	936	1306	1272	986	1405	451	187
指 数 (昭和37年=100)									
37	100	100	100	100	100	100	100	100	100
40	110	121	112	109	114	107	104	101	108
43	163	151	154	175	180	162	147	156	213
46	178	121	195	183	195	187	164	195	260

総理府「就業構造基本調査」(昭和46年)

Ⅱ 婦人の地位についての意識

- 1 あなたは終戦前と今日とくらべて毎日の生活において婦人の地位が向上したと思いますか。

相当向上したと思う	14%
少しは向上したと思う	70
向上したと思わない	12
わからない	2
記入なし	2
	100%

労働省「婦人の地位についての調査（24年）」

- 2 あなたは婦人の地位をもっと高めるにはどうしたら良いと思いますか。

婦人が自覚し、積極性を持ち教養を高める	74%
家庭生活の合理化	27
男性及び世人の理解	19
教育の向上	10
社会教育施設の完備	4
婦人の経済的独立	3
婦人の組織	3
経済の安定	2
従来封建性及び慣習の打破	2
政治及び社会機構の改革	1
産児制限	0*
その他	1

(注) *印は1%未満。数字は回答者を100とした場合。
1人で数個の回答をした者があるので総計は100を越す。
労働省「婦人の地位についての調査（24年）」

3 戦後婦人の地位はどのように変ったと思いますか

調 査 人 員 総 数		100 (%)
と 法律・制 度に関 するこ と	小 計	29.1
	参 政 権 の 獲 得	22.3
	男 女 平 等	0.2
	家 族 制 度 の 廃 止	0.4
	そ の 他	0.2
自 由 ・ 人 権に関 するこ と	小 計	13.5
	嫁 が 自 由 に な っ た	2.1
	結 婚 の 自 由 等	11.4
と 社会に 関する 進出	小 計	12.1
	職 場 へ の 進 出	3.2
	政 治 へ の 進 出	1.5
	団 体 活 動 ・ 会 合 が 多 く な っ た	4.6
	そ の 他	2.8
自 主 性 に関 するこ と	小 計	6.6
	発 言 力 を も っ た	3.1
	男 性 に 従 属 し な く な っ た	3.5
生 活 技 術 に 関 する こ と		3.0
そ の 他		8.6
変 化 が な い		5.7
わ か ら な い , 無 回 答		21.3

4 婦人の地位は何によって高められると思いますか

調 査 人 員 総 数	100 (%)
男性の理解と協力	31.3
婦人が自覚し積極的に教養を高めること	30.3
婦人が経済力をもつこと	19.5
旧い慣習や封建性をなくすこと	19.2
婦人の教育程度の向上	16.7
家庭生活を合理化すること	16.6
婦人が組織に参加して社会活動をする事	14.6
経済的に余裕ができること	10.9
政治及び社会機構の改革	6.2
そ の 他	17.5
わ か ら な い	16.2

② 1人で二つ以上回答したものがあつたが、調査対象者総数を100として各項目の%を算出したので、各項目の総計が100%にならない。

労働省「婦人の地位についての調査(30年)」

5

問 今の日本では男女の地位が平等になっていると思いますか。それともまだ平等になっていないと思いますか。

(N) 人	平等になっている	平等になっていない	わからない
女性総数(16,645)	18%	62%	20%
男性総数(2,413)	24	62	14

6

問 (「平等になっていない」と答えた者に)それはどういう点ですか。(M・A)

(N) 人	平等 になり ない 点	該 当 者 人	家 庭 の 中 で	職 場 の 中 で	社 会 通 念 や	風 潮 で や 制 度	法 律 上 の 他	そ の わ か ら な い	計 M ・ T ・
女性総数(16,645)	62%		15%	23%	36%	5%	1%	4%	84%
男性総数(2,413)	62		10	27	39	5	1	4	86
女性該当者(10,376)	100	(10,376)	24	37	58	8	2	7	135
男性該当者(1,487)	100	(1,487)	16	44	64	8	1	6	139

総理府広報室「婦人に関する意識調査(47年10月)」

Ⅲ 国 際 比 較

第1表 世帯数及び平均世帯人員

	調査年	一般世帯数	平均世帯人員
		千世帯	人
日 本	1970	26 747	3.7
ア メ リ カ	1970	62 874	3.2
イ ギ リ ス	1966	15 694	2.9
フ ラ ン ス	1968	15 190	2.1
西 ド イ ツ	1961	18 406	2.9
スウェーデン	1970	3 052	2.6
韓 国	1970	5 864	5.4
チェコスロバキア	1961	4 398	3.1
ソ ビ エ ト	1969	50 333	3.7
イ ン ド	1960	83 524	5.2

註1) イギリスは、イングランド及びウェールズのみ
2) 1962年

総理府「国際統計要覧(1974年)」

第2表 出生率、死亡率、平均寿命

	出 生 率		死 亡 率		平 均 寿 命		
	調査年	人口千人に 対する割合	調査年	人口千人に 対する割合	調査年	男	女
日 本	1973	19.4	1973	6.6	1973	70.70	76.02
ア メ リ カ	1971	17.3	1971	9.3	1970	70.80	
イ ギ リ ス	1972	14.9	1972	11.9	1969~70	68.60	74.90
フ ラ ン ス	1972	16.9	1972	10.6	1969	67.60	75.30
西 ド イ ツ	1972	13.8	1972	13.7	1967~68	69.16	73.48
スウェーデン	1972	13.8	1972	10.4	1958~63	68.72	76.50
韓 国	1966	17.1	1967	4.7	1966	59.74	64.07
チェコスロバキア	1971	16.5	1971	11.5	1966	67.33	73.57
ソ ビ エ ト	1971	20.5	1972	8.5	1968~69	65.00	74.06
エジプト	1970	34.9	1971	12.5	—	—	—
イ ン ド	1965~70	42.8	1965~70	6.7	1951~60	41.98	40.55

総理府「国際統計要覧」(1974年)

第3表 婚姻率、離婚率

	婚 姻 率		離 婚 率	
	調 査 年	人 口 千 人 に 対 する 割 合	調 査 年	人 口 千 人 に 対 する 割 合
日 本	1973	9.9	1970	1.04
ア メ リ カ	1971	10.6	1970	3.51
イ ギ リ ス	1971	8.3	1969	*1.17
フ ラ ン ス	1972	8.1	1970	0.76
西 ド イ ツ	1972	7.8	1970	1.61
ス ウ ェー デ ン	1972	4.8	1970	1.61
韓 国	1965	12.0	1967	0.50
チ エ コ ス ロ バ キ ア	1971	9.0	1970	1.72
ソ ビ エ ト	1971	*10.0	1970	2.62
イ ン ド	—	—	—	—

注) *は概数

総理府「国際統計要覧」(1974年)

第4表 労働力率

(%)

国 名	年	女	男
日 本	1960	50.9	85.0
	1965	49.8	83.4
	1970	50.9	84.3
ア メ リ カ	1960	35.1	78.8
ス ウ ェー デ ン	1965	37.3	75.0
フ ラ ン ス	1968	36.2	74.3

国勢調査(日本)

ILO国際労働統計鑑(外国)

第5表 就業者総数及び雇用者総数中に占める女子の割合
(男女計=100%)

国名	年	就業者総数中に占める女子の割合	雇用者総数中に占める女子の割合
日本 ^{注)}	1950	38.2%	25.8%
	1955	38.8	28.4
	1960	38.8	30.4
	1965	38.7	31.6
	1970	38.8	32.3
	1973	38.6	33.0
カナダ	1972	32.7	34.2
アメリカ	1971	37.0	37.8
韓国	1971	36.7	27.2
イタリア	1971	27.1	25.6
フランス	1968	34.9	34.0
西ドイツ	1971	34.3	36.0
イギリス	1966	35.7	36.2

注) 1970年までは国勢調査
1973年は労働力調査

ILO-国際労働経済統計年鑑

第6表 従業上の地位別女子就業者数の構成比

(%)

国名	年	総数	自営業	家族従業者	雇用者
日本	1970	1000 (20583)	13.7	32.4	52.7
カナダ	1972	1000 (2907)	3.6	4.1	91.4
アメリカ	1971	1000 (32132)	4.5	2.4	92.0
韓国	1971	1000 (3734)	20.1	48.9	27.7
イタリア	1971	1000 (5292)	14.6	17.8	64.9
フランス	1962	1000 (6585)	12.2	18.7	67.5
西ドイツ	1971	1000 (9654)	5.7	14.5	79.9
イギリス	1966	1000 (8863)	4.0	1.5	91.5

注1) ()内は実数で単位は千人

2) 総数は「その他および地位不詳」の数字を含むため地位計はここでは100%にならない。

ILO-国際労働経済統計年鑑 1973年版

第7表 産業別雇用者数

(万人)

産 業	日 本		カ ナ ダ		ア メ リ カ		フ ラ ン ス		西 ド イ ツ		イ タ リ ア		イ ギ リ ス		韓 国	
	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年
総 数	1085	1269	261	510	2957	4859	517	1005	771	1478	343	998	811	1430	104	279
農 林 漁 業	10	41	2	16	22	113	8	58	7	21	37	90	6	37	25	49
鉱 業 採 石 業	2	18	—	12	5	53	1	24	2	45	—	10	2	54	1	7
製 造 業	358	767	43	140	592	1478	153	355	295	686	141	368	259	572	24	59
建 設 業	37	274	2	40	25	444	7	167	11	168	2	178	9	157	1	2
電 気 水 道	3	24	—	8	14	100	3	15	3	20	1	18	5	35	—	—
商 業	40	272	62	90	840	1037	100	126	175	145	38	90	175	162	13	20
運 輸 倉 庫 通 信 業	315	428	10	48	100	315	24	89	25	116	5	79	26	130	3	30
サ ー ビ ス 業	398	445	134	121	1537	1041	221	169	250	275	119	165	325	279	38	89

注1) 分類不能の産業を除いてあるので計は必ずしも総数と一致しない。

2) 産業分類は国際命名法による。

ILO-国際労働経済統計年鑑

第8表 男女賃金格差の推移

(非農林業労働者)

(男子=100)

年	日 本	ア メ リ カ	フ ラ ン ス	西 ド イ ツ	イ ギ リ ス	オーストラリア	デンマーク	ス イ ス
1965	47.8	60.6	83.1	68.1	59.5	71.9	71.3	61.9
1966	48.0	58.0	83.1	68.8	59.9	71.5	72.2	62.6
1967	47.6	57.8	83.5	69.3	59.7	72.4	73.0	61.1
1968	48.1	58.2	85.6	69.5	59.5	71.6	73.7	61.8
1969	48.5	—	86.8	69.5	59.6	72.8	73.5	62.1
1970	48.2	60.5	86.9	69.2	59.9	73.9	93.6	62.3
1971	49.3	—	87.3	69.7	60.5	75.2	75.0	63.8
1972	50.2	—	87.8	70.0	—	78.4	75.7	—
1973	50.2	—	—	—	—	—	—	—

注1) アメリカ合衆国は労働省婦人局調。67年以前と以後では調査方法に違いがある。

2) 時間当り賃金格差を示す。

3) フランス、オーストラリアは賃金率、その他の各国は稼得賃金である。

4) 日本は労働省毎月勤労統計調査(月間現金給与総額)

ILO-国際労働経済統計年鑑

第9表 既婚女性の家事時間と曜日

(単位・時間)

	日 本	ア メ リ カ (大都市)	ア メ リ カ (J注1)	西 ド イ ツ (全 国)	西 ド イ ツ (O注2)	フ ラ ン ス	ベ ル ギ ー	チ ェ コ	ユ ー ゴ (K注3)	ユ ー ゴ (M注4)	ポー ランド	ハン ガ リ ー	ブル ガ リ ア	ソ 連
無職既婚 女性子有														
(全日)	6.1	5.9	5.8	7.1	6.5	6.5	6.8	7.0	6.6	9.5	7.5	8.7	6.8	7.7
(平日)	6.2	6.1	5.9	7.6	7.1	6.9	7.2	7.4	6.6	9.9	7.9	9.0	6.8	7.4
(日曜)	5.5	3.5	3.8	4.0	3.6	4.5	4.3	5.2	6.2	7.9	4.4	6.7	6.9	5.4
無職既婚 女性子無														
(全日)	5.3	5.8	5.2	6.7	6.7	6.8	6.1	6.8	7.2	9.3	7.3	8.4	6.9	6.5
(平日)	5.3	6.3	5.3	7.3	7.3	7.1	6.6	7.3	7.2	9.6	7.7	8.7	7.8	6.8
(日曜)	5.7	3.0	2.5	3.9	3.0	4.7	3.8	5.7	7.2	7.7	4.0	6.6	4.2	4.4
有職既婚 女性子有														
(全日)	3.7	4.2	3.7	5.5	4.7	3.9	4.3	4.9	4.1	4.9	4.1	4.7	3.2	3.9
(平日)	3.6	4.3	3.7	5.6	5.1	3.8	4.3	4.6	3.9	4.8	4.0	4.4	2.7	3.8
(日曜)	4.3	3.9	4.1	5.0	2.5	4.7	3.9	6.2	5.3	6.2	4.1	6.3	5.6	4.6
有職既婚 女性子無														
(全日)	3.0	2.9	3.9	4.4	4.4	4.0	3.0	4.9	4.4	5.1	3.8	4.6	3.3	4.2
(平日)	2.9	2.9	3.1	4.6	4.5	3.9	3.0	4.6	3.9	4.8	3.7	4.5	3.0	4.0
(日曜)	3.6	3.0	1.8	3.4	3.5	4.5	3.7	5.3	6.8	6.9	4.3	5.1	5.8	5.6

経済企画庁「生活時間に関する調査」(48年)

注1) J: Jackson

注2) O: Osnabrück

注3) K: Kragujevac

注4) M: Maribov

第10表 睡眠（一次行動の平均時間）

（単位：時間）

	日 本	ア メ リ カ (大都市)	ア メ リ カ (J カ)	西 ド イ ツ (全 国)	西 ド イ ツ (O イ ツ)	フ ラ ン ス	ベ ル ギ ー	チ エ コ	ユ ー ロ ー P C	ユ ー ロ ー M C	ポ ー ラ ン ド	ハン ガ リ ー	ブル ガ リ ア	ソ 連
調査者全体	77	76	78	83	81	82	83	79	76	78	76	77	78	76
男 性	79	76	77	82	79	81	83	78	76	78	74	76	78	77
女 性	74	77	79	83	82	83	84	79	77	78	76	78	78	76
有職男性														
（平日）	78	74	74	79	77	79	80	74	75	75	72	74	77	75
（日曜）	85	87	89	93	90	92	94	92	83	92	85	87	83	86
有職女性														
（平日）	74	74	75	79	79	81	81	73	73	72	70	72	76	73
（日曜）	80	87	93	92	94	93	90	86	83	86	89	88	82	86
無職女性														
（平日）	73	77	78	83	81	84	83	85	78	83	81	84	82	82
（日曜）	79	83	84	93	93	90	91	92	79	88	91	88	92	90

経済企画庁「生活時間に関する調査」（48年）

鈞（ ）の都市名は第9表に同じ。

第11表 自由時間と曜日（一次行動の平均時間）

（単位：時間）

	日 本	ア メ リ カ (大都市)	ア メ リ カ (J カ)	西 ド イ ツ (全 国)	西 ド イ ツ (O イ ツ)	フ ラ ン ス	ベ ル ギ ー	チ エ コ	ユ ー ロ ー P C	ユ ー ロ ー M C	ポ ー ラ ン ド	ハン ガ リ ー	ブル ガ リ ア	ソ 連
有職男性														
（平日）	3.7	3.9	3.9	3.5	3.8	3.0	3.7	3.6	4.3	3.5	4.0	3.0	3.1	4.2
（日曜）	6.2	8.3	8.9	8.4	8.6	6.9	8.8	7.8	8.6	7.4	8.5	7.6	5.9	7.7
有職女性														
（平日）	3.1	3.4	3.4	2.8	3.0	2.2	2.9	2.5	3.1	2.1	2.7	2.1	2.5	2.6
（日曜）	4.6	7.2	7.0	6.3	7.3	5.7	6.7	5.0	6.5	4.3	6.5	4.8	5.0	5.2
無職女性														
（平日）	5.7	5.4	5.8	4.5	4.8	4.2	4.7	3.6	5.7	3.1	4.6	2.9	5.0	6.0
（日曜）	5.4	8.2	7.3	7.1	7.2	5.9	7.0	5.9	6.0	4.4	6.8	5.2	6.4	7.5

経済企画庁「生活時間に関する調査」（48年）

鈞（ ）の都市名は、第9表に同じ。

第12表 各国における議員、閣僚等への婦人の進出状況

国 名	国会議員中の 婦人の割合	大臣級の数	次官級の数	最高裁 高等裁 の判事数	把握時点
日 本	3 %	名	1 名	2 名	1975年 1月現在
アルゼンチン	7	大 統 領 1			
オーストリア	6	科学・調査相 2 保健・観光相 2	1		
カナダ	2	科学・技術相 1	3	4	
デンマーク	17	1		3	
エジプト	2	1			
フィンランド	22	2		(25%) 12	
ニュージーランド	5	1	1		1973年 2月現在
ポーランド	15				
スウェーデン	14	2	2	1	
ソ 連	35				
英 国	4	物価、消費者 保護担当相 1			
米 国	3				
フ ラ ン ス		厚生大臣 1	4	・法務大臣付 刑罰問題担 当 ・文部大臣付 幼児教育担 当 ・労働大臣付 外国人労働 者担当 ・首相付女性 問題担当	
中 国		副 首 相 1 水利電力相 1 衛 生 相 1			1975年 1月現在
イ ン ド		首 相 1			
スリランカ		首 相 1			

国連文書 E/CN. 6/571/Add. 2 及び大使館、新聞等の情報から